

出席議員（18名）

1番	森	裕樹	君	2番	加藤	滋	君
3番	安藤	義憲	君	4番	平間	幸弘	君
5番	桜場	政行	君	6番	吉田	和夫	君
7番	秋本	好則	君	8番	斎藤	義勝	君
9番	平間	奈緒美	君	10番	佐々木	裕子	君
11番	安部	俊三	君	12番	森	淑子	君
13番	広沢	真	君	14番	有賀	光子	君
15番	舟山	彰	君	16番	白内	恵美子	君
17番	水戸	義裕	君	18番	高橋	たい子	君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口	茂	君
副町長	水戸	敏見	君
会計管理者兼 会計課長	伊藤	良昭	君
総務課長 併 選挙管理委員会書記長	加藤	秀典	君
まちづくり政策課長	鈴木	仁	君
財政課長	相原	光男	君
税務課長	佐藤	芳	君
町民環境課長	安彦	秀昭	君
健康推進課長	佐藤	浩美	君
福祉課長	平間	清志	君
子ども家庭課長	鈴木	俊昭	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸 諭 君
商工観光課長	斎藤 英泰 君
都市建設課長	水戸 英義 君
上下水道課長	曲竹 浩三 君
槻木事務所長	五十嵐 眞祐美 君
危機管理監	大川原 真一 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫 邦則 君
教育総務課長	森 浩 君
生涯学習課長	水上 祐治 君
スポーツ振興課長	石上 幸弘 君

その他の部局

代表監査委員	大宮 正博 君
--------	---------

---

事務局職員出席者

議会事務局長	平間 雅博
主 査	佐山 亨

---

議事日程 (第2号)

平成29年6月7日(水曜日) 午前9時30分 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

- (1) 斎藤 義勝 議員
- (2) 水戸 義裕 議員
- (3) 森 淑子 議員
- (4) 森 裕樹 議員
- (5) 白内 恵美子 議員
- (6) 桜場 政行 議員

本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において3番安藤義憲君、4番平間幸弘君を指名いたします。

---

### 日程第2 一般質問

○議長（高橋たい子君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

8番斎藤義勝君、質問席において質問してください。

〔8番 斎藤義勝君 登壇〕

○8番（斎藤義勝君） おはようございます。8番斎藤義勝です。大綱1問質問します。

**給付型奨学金制度について。**

奨学金制度は、高校・大学などへの進学目的及び意思が明確であるにもかかわらず、経済的理由などで修学が困難な学生に対して、金銭の給付や貸し付けを行い、高校・大学などへの進学を後押しすることを目的とした制度です。これまでに数多くの学生がこの制度を利用してきました。

しかし、近年社会構造の変化により、平成26年度の大学進学率は51.5%となり30年前と比較すると倍増し、これと並行して奨学金を借りる人がふえ続けており、今や大学生の約2人に1人が奨学金を借りています。奨学金を借りながら勉強する学生は、卒業と同時に返済が始まります。その中には、借入額が1,000万円を超える学生もいます。就職がスムーズにいく学生は

まだしも、就職できない学生や非正規雇用の学生は、スタートから重い返済が待っています。卒業後の返済額が毎月8万円を超える人もおり、将来家庭を持つという希望をなかなか見出せないままです。

そして、奨学金返済のために自己破産に陥るなど、多額のローンを学生に負わせていることが大きな社会問題となっています。

この背景には、非正規雇用等の増加による若年層の貧困化や世帯収入が減る中で、授業料の大幅値上げなどが上げられます。奨学金返済の不安と負担を軽減し、教育の機会均等を保障するにふさわしい制度づくりが課題となっています。

これらを踏まえて、文部科学省では住民税の非課税世帯などの大学生を対象に、平成30年度から1学年当たり2万人を対象に月額2万円から4万円を給付する給付型奨学金制度を導入することになっています。これに先立ち、平成29年度進学者については、特に経済的に厳しい状況にある学生に先行実施されています。

これに関連して質問します。

- 1) 柴田町育英会が定めている貸付条件は。
- 2) 柴田町育英会の平成28年度の事業資金と現在の返還金（貸付金）残高は。
- 3) 柴田町育英会の利用者の中で、現在返還中の人数は。
- 4) 宮城県内の弁護士らでつくる「みやぎ奨学金問題ネットワーク」のアンケート調査によりますと、およそ半数の学生が奨学金を利用しているとなっており、日本学生支援機構の調査結果とほぼ同じですが、どう捉えますか。
- 5) 平成29年度に先行実施される給付型奨学金と30年度から始まる給付型奨学金の違いは。
- 6) ふるさと納税給付金の使途として、指定する事業の中に奨学金コースを追加しては、以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（船迫邦則君） おはようございます。

斎藤義勝議員の大綱1問、給付型奨学金制度に関する質問にお答えいたします。

6点ございました。順次お答えします。

1点目です。柴田町育英会は、向上心があり優秀な生徒や学生で経済的事由により就学困難な方に対して学費の貸与を行い、有能な人材を育成することを目的として、奨学金を貸与しております。

奨学生の資格は、柴田町に1年以上在住している保護者の子弟で、高等学校、あるいは高等専門学校または大学への進学予定者及び在学者で、学術優秀、品行方正、身体強健であって、学費の支払いが困難であると認められる生徒や学生となります。

奨学金の額は、高校生が月額1万円で、大学生の月額が公立・短大が2万円、私立が2万4,000円で、貸付期間は学校の修業年限の終期までとなります。

2点目と3点目は関連がありますので、一括してお答えします。

柴田町育英会の平成28年度事業資金は、およそ471万円で、奨学金の貸与額は、高校生が2名で24万円、大学生が9名で237万6,000円となり、合計261万6,000円となっています。また、償還金は317万3,000円となります。また、平成29年3月現在、奨学金の貸与残高は3,715万1,550円で、貸与者82名のうち償還中の方は65名となっています。

4点目です。平成27年にみやぎ奨学金問題ネットワークが実施した学生奨学金調査では、およそ半数の学生が奨学金を利用しているとの回答があり、日本学生支援機構が実施した学生生活調査の結果も50%を超える学生が奨学金を受給しているという実態から、大学という高等教育に係る費用については、所得の多寡にかかわらず相当な額が必要とされ、保護者も学生本人も経済的負担が重くなっているものと捉えております。

5点目です。給付型奨学金は、従来から日本学生支援機構が実施している貸与型奨学金に加え、経済的に厳しい状況にある学生を対象に、返還の必要のない奨学金を交付するもので、平成29年度から実施されております。

平成29年度と平成30年度の給付型奨学金の違いの主なものは3点あります。

1点目は、募集対象者です。平成29年度は、私立大学などに自宅外から通学する住民税非課税世帯の人となっていた部分が、平成30年度は、「私立大学などに自宅外から通学する」の部分が削除され、住民税非課税世帯の人となっています。

2点目は基準です。平成29年度は、日本学生支援機構が基準を定めていましたが、平成30年度は、日本学生支援機構が提示するガイドラインを踏まえて、高等学校などが定める基準となっています。

3点目は、給付月額です。平成29年度は国公立が一律3万円、私立が一律4万円でしたが、平成30年度は国公立の場合、自宅通学が2万円、自宅外通学が3万円で、私立の場合、自宅通学が3万円、自宅外通学が4万円となっています。なお、平成29年度給付型奨学金は、平成30年度から本格的に実施される給付型奨学金に先立って実施されたもので、申込期間は終了してございます。

6点目です。現時点では、柴田町育英会の事業資金は不足している状態ではなく、新たにふるさと納税寄附金に財源を求めるような状況にはありませんので、ふるさと納税寄附金の使用道事業に奨学金コースを追加することについては、現在のところは考えておりません。以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 斎藤義勝君、再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） 今答弁をいただきまして、ありがとうございます

それでは、最初に柴田町育英会の大体の貸付条件などは理解したんですけども、まず昨年度の応募者、高校生が2人で大学生9人ということだったんですけども、これ該当者ですよ。それで、去年の応募者と該当者ですか、これをちょっと教えていただきたいんですけども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 去年の応募者ということは29年度に貸与する方だと思んですが、申し込みを取りに来られた方は3名おりましたが、合格通知を添付して申し込むようになりますので、大学を受験されて合格されなかったということで、29年度貸与者は、新たに貸与する方は、誰もいないということになっております。ゼロです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） 29年度分、ことしがゼロということで、それで貸出枠なんですけれども、高校生、あと国公立大と私立大と、奨学金額が3つに分かれているようなんですけども、具体的に高校生は何人までとか、国立大学は何人までとか決まっているんでしょうか。ちょっとお伺いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 具体的な数字ということですが、高校生、大学生ということでは定めてはおりませんので、申し込みを受けた方があった場合、それを先行して決めていくという状況になっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） あと、先ほど事業資金についてちょっとお答えいただいたんですけども、昨年度の事業資金はお聞きしたんですけども、累計の事業資金ですか。俗に言う当初の助成金、設立したときの、それと今まで累計の寄附金、あと累計の利子ですか、こういったものを入れると現在は大体手元にある資料ですと、27年度は5,198万円となっていたんですけども、昨年末のデータでもいいんですけども、幾らぐらいになっているかちょっとお聞きし

たいんですけれども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 育英会の事業資金といった場合、今議員言われたように、今までの累計という考え方もあるんですが、実際に高校3年間、大学4年間なので一度決定された方は3年間なり4年間毎年貸与していくようになります。今回、先ほど答弁させていただいたのは、27年から28年度に繰り越した金額、つまり貸与してあと償還していただいた、そういうものを差し引いて最終的にお貸しできる原資として28年度に繰り越した金額ということで、471万円ということでお答えしたんですが、累計という部分ではちょっとそこは、累計ですと……、累計の考え方なんです、何とも言えないんですが、28年度末で貸与し、また貸与金額の累計、それから償還金額の累計ということで差し引きをしていきますと、今までの事業資金ということになりますと、今までですと5,299万9,920円ということが累計ということにはなるかと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） それで、奨学金をいろいろ見てみますと、有利子と無利子の2種類に大体分かれるんですけれども、日本学生支援機構ですか、旧日本育英会、こちらは利子が大体年1%ぐらいなんですけれども、柴田町育英会というのは、有利子だと思うんですけれども、参考までに何%ぐらいの利子で貸し付けを行っているのか、ちょっとお伺いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 柴田町育英会の奨学金に関しては、無利子でございます。元金を返していただくという形になります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） それと、先ほど言いましたけれども、日本学生支援機構のデータによりますと、奨学金を借りて現在平成20年度の、ここにデータあるんですけれども、返還を要する人、要するに借りている人ですね、これが242万3,000人、そして平成20年度の時点で返還している人が211万3,000人というデータがありまして、これが26年度になりますと、奨学金を借りている人が362万4,700人、そして返還している人が329万6,300人、ということは、この中に返還を延滞している人がいるわけですね。ちなみに、平成20年度ですと31万人です。先ほど242万人で211万人が返還していると言いましたので、それでこれが26年になりますと、362万人借りて、返還している者が329万人ですから、33万人が延滞しているということになるんですけれども、ふえているわけですね。



それで、これを柴田町に一応換算してみますと、平均的なデータで言いますと、済みません、これはちょっと日本全体のだから、柴田町育英会での現在返還する必要があつて、返還滞納者ですか、これがどのくらいいるのかちょっと確認させてください。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 柴田町育英会の中で先ほども答弁申し上げましたが、償還する方は65名おります。その中で滞納、おくれ気味とか、滞納、全く納めていないという方は、17名ほどおります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） 65人中17名が延滞というかそういう状態なっているんですね。わかりました。

それで、この奨学金が最近もうかなりふえているということで、横浜にあります日本学生支援機構のデータがあるんですけども、平均的な大学生ですと、大体月額10万円ぐらい借りているようなんですね。それで、これを4年間に累計しますと、480万円、4年間ですからね。そして、これは有利子返済の例ですけども、利息1%と仮定しますと、530万円ぐらい返済する必要があるわけです。それで、何でもこういうふうになったかということ、一番は授業料の値上げ、特に国立大学の授業料が40年前に比べると、20倍ぐらいにふえているんです。私立大学は大体五、六倍ぐらいにおさまっているんですけども。そして、今度卒業してから、これを返済しなくてはなりませんよね。その月々の支払いというのがかなりの負担になっておまして、20年返済と仮定して、月々2万円から2万5,000円ぐらい返済しているという状況になっているわけですよ。

それで、負担が大きいということで、調べてみたんですけども、授業料と実際家庭の家計費、最近20年間の相関関係を見てみると、プラスの関係ではなく負の関係になっているのね。授業料はふえているんですけども、家計費が減っていると、そういうデータが出ております。というのは、国の一応政策によりまして、国立大学の授業料というのが私ら二十歳のころは非常に安くて、大体年間二、三万円ぐらいだったのね。それが昭和51年度に国の政策で9万6,000円に上げて以来、右肩上がりですごく上がっていったわけです。それで、当時40年前と比べると、現在国立大学の授業料は平均で54万円、大体当時から見ると20倍にふくれ上がっているわけでありまして。今度は、私立大学を見てみますと、私立は昔から高かったですから、現在は大体86万円ぐらいということで、40年前と比べると大体五、六倍で済んでいるというふうになっております。そして、先ほどもお話ししましたがけれども、大学進学率が非常に上がっておりま

して、直近のデータでは五十一、二%ぐらいと、30年前の倍になっているわけですね。

今度、家計費のデータを見るに最適なあれとして、可処分所得というのがありますがけれども、これが一般家庭のサラリーマンにおけるピークは、今から約20年前の1997年、このころで月大体48万円ぐらいというデータがあるわけですね。それが一昨年、2015年度ですと、もう40万円に落ちているんですね、今は。ちなみに40万円というのは、2015年の40万1,000円というのは1985年の可処分所得平均額41万3,000円をもう下回っている状況になっているわけであり

ます。

それで、こういうふうに関の平均給与が減少しているんだけど、授業料が上がり続けていると。要するに、この授業料も公私間格差が縮小して、昔だったら国立大学入れば負担が少ないんじゃないかと言われたんだけど、今はもう国立でも私立でもどこに入っても家計の負担が大きいというふうに一応なっているわけです。

それで、柴田町を見て、現在柴田町の育英資金というのは先ほど答弁ありましたけれども、高校生が1万円、国立大学が2万円、私立大学2万4,000円となっているんですけど、現在の状況を見ると少し上げてもいいと思うんですが、いつごろから据え置きになっているんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 金額の改定なんですけど、今高校生1万円ということになっていまして、以前は1万3,000円というときもありました。これは、改定をしている、下げたという部分があります。大学生のほうは同じかとは思いますが、高校生の部分が高校無償化ということで、国のほうで始めた経緯がありまして、そのときから1万円に下がっているようです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） それで、現在の奨学金の金額、高校生1万円、国立大学2万円、私立大学2万4,000円ですけど、これを見直す考えとかそういうのはあるのかどうか、お伺いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 金額の見直しということなんですけど、実際大学生が柴田町育英会から、例えば私立大学に行かれると2万4,000円を4年間借りた場合、115万2,000円ということになります。中には高校から借りている方もおります。その場合ですと、総額151万2,000円の貸与となりますので、現実的にそれを今度返していくと、1年猶予期間を置いて10年間で返していただくようになります。ですので、今現在も先ほどお話ししたように、順調に返してい

ただくというよりは、おくれおくれ返していただく方もおりますので、その辺の金額をふやさか、ふやさないかという部分に関しては、ちょっと今のところは国の今回給付型とか示されておりますので、実際に柴田町育英会だけから借りているのかというと、それ以外に日本学生支援機構からもまた借りているということで、議員ご指摘のとおり、いろんな奨学金を借りて、卒業と同時に返すようになるという形になっておりますので、今のところはこの金額でいきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） 続きまして、宮城県にありますみやぎ奨学金問題ネットワーク、弁護士らでつくっているNPO団体のようなんですけども、ここの調査した結果、これは宮城県なら3つの大学、東北学院大、仙台白百合女子大、宮城学院女子大を対象に27年の暮れに行ったデータが、去年河北新報に載っていたので、引用させていただきますけれども、このデータによると貸与型奨学金利用者の9割超が将来の返済に対して不安を抱いているという結果になっております。そして、苦しんでいるというか大変な状況なんですよね。柴田町育英会は、貸与型奨学金なんですけれども、この調査結果を見てどう捉えているかちょっと考えをお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 今言われたアンケートのほうも確認をさせていただきました。やはり、大学生になって奨学金を受けている方が2人に1人という状況で、そのほかに生活費とかアンケート調査されているようなのですが、奨学金だけでは足りないということで、アルバイト漬けの生活に大学生がなっているという状況があります。こういうアンケートから見れば、やはり育英資金を借りても、それで足りない、先ほど議員言われたように学費が上がり、なおかつ生活費が上がっている状況で、それでも足りないという状況があるということは、確認をさせていただいております。そういうことで、こういう状況、それから借りた方が返せないという状況が生じているということで、国のほうが昨年、給付型ということで先行実施をされたという部分かと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） 続きまして、このみやぎ奨学金問題ネットワークのアンケート調査によりますと、この中で半数以上、50.2%の学生が国や地方自治体に給付型奨学金の創設を要望していると。実際国のほうは動いておりますけれども、この結果を柴田町としてはどう捉えているか、お聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 30年から本格実施ということで、給付型ですね、29年から始めているんですが、あくまでも国のほうでは給付型というのは、勉強したい、大学に行って自分を高めたいということで思っている方が経済的理由で進学をあきらめてしまうという部分を支援したいということで、給付型ということのものですから、実際に予算的に30年度から始まるんですが、そこは成績等が、学校の中のガイドライン、先ほど答弁したんですが、学校でガイドラインを設けて学校からの推薦ということになると思うので、希望する方、先ほど50%の方が給付型を希望しているとなっているんですが、全員それを受けられるかという、なかなか難しいという状況であるということは聞いております。

ですので、国のほうは29年先行実施、30年から各学校から推薦を受けて実施しますとなっておりますので、今後給付型のほうを国がどういうふう to 拡充していくかという部分を、国の動き等を確認しながら内容等を精査して検討していきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） それでは、今度国が定めた給付型奨学金の条件、先ほど教育長から答弁いただいたんですけれども、その条件に当てはめると、国のほうでは30年度からたしか1学年2万人ぐらいですか、そういった人を対象に給付型奨学金をスタートしたいという考えでございます。ですから、4学年ですから全部で7万5,000人から8万人が対象なんですけれども、先ほどの該当する条件で住民税の非課税世帯とか、あと成績優秀とかという人を含めると、1学年先ほど国のほうでは2万人と言いましたけれども、実際は5万人ぐらいの人が受ける資格があると言われていたんですね。ということは、3万人が給付型の対象から外れる計算になるわけです。そうしますと、全国で3万人でございますから、単純計算で人口割りで行きますと、大体宮城県には四、五百人ぐらい、今度柴田町はというと、やはり私は10人ぐらいは成績優秀でも住民税非課税でもこの対象にならない人が出ると思うんです。

それで、一応私の考えとしては、成績優秀で向学心にあふれる若い人に、ぜひ救済の手を差し伸べるべきだと私は思うんですけれども、この数字を見てどう考えているかちょっとお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 今議員言われたとおり、大体国のほうは給付型は2万人ということ想定して、学校等に推薦を依頼しているようです。実際、5万人くらい今進学希望している方がいるということもあって、3万人くらいが線から外れるだろうと、これに対して町の柴

田町育英会、こちらは町内の皆様から寄附等を募って財源としております。ですので、柴田町育英会として給付型、大変な学生を助きたいという部分では、実施できるかという、先ほど言ったように470万円程度の事業資金ということで、実際に貸せるのがですね。4年間実際に給付型をしてしまいますと、事業資金が枯渇してしまう状況にもなります。あくまでも柴田町育英会というのは、町の予算は入っておりません。町民の方からの寄附をいただいて、寄附のお金を原資として貸して、貸与している状況ですので、この部分に関しては国のほうがそういう制度を拡充することによって進める方向性になっておりますので、今後の国の動き等を見ていきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） 続きまして、今度はことしから先行実施されておりますこの給付型奨学金ですね、これは特に成績優秀、そして住民税非課税、あと生活保護受給世帯とかというふうになっているんですけども、対象者は来年度からは2万人ぐらいなんでしょうけれども、今年度は大体どのぐらいの人数になっているのか、確認したいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 国のほうの予算的には、報道によると2,800人程度ということで、29年度先行型に関しては、2,800人程度ということで報道されているようです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） 応募枠というか、対象者が2,800人ぐらいということなんですけれども、申込者はどのぐらいあったのかはデータありますでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 実際、先ほど答弁したように、申込期限は終了しています。先行型ということなので、奨学金通常ですと高校に申し込んで、予約者という形で合格すれば大学に行ってもらえる形なんですけど、今回4月に入って各大学のほうに対象なる方が申請をするという形で、そのあと学校から推薦状というか、成績等をもたらってくる形なので、社会的な児童養護施設等と施設出身者とか、生活保護者とかに限定されておりますので、各大学で受付をして、今申請段階ですので人数に関してはちょっと把握はできかねております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） それと、今度給付型奨学金で高校生向けのほうなんですけれども、これは2014年、3年前からスタートしているようなんですけど、これの給付条件というのが高校生の場合ですから、公立に入って年額3万幾らぐらいですか、あと第2子以降が優遇されていて、

増額になっているようなんですけれども、この奨学金というのも成績基準とかそういったものはあるんですか、高校生向けのは。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 今議員言われたのが、高等学校と就学支援金のことかと思うんですが、受給する手続に関しては、学校等から配付される申請書、それから課税証明書等の所得を証明する書類ということになっておりますので、成績等のところは申込書類の中にはないようなんですが、あくまでも申請書、それから課税状況がわかるものとなっているという状況です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） それと、先ほどふるさと納税のほうに奨学金コースを設けてはということについて、答弁があったんですけれども、現在のところそっちのほうで十分なので今のところ考えていないという返事でしたけれども、柴田町の2月19日現在のふるさと納税額のデータがあるんですけれども、その中で、教育に関する事業向けというのが合計1億4,000万円ぐらいいたしかあったんですよ。それで、教育向けに関する事業が1,885万円、そして福祉とか、まちづくりとかいろいろあるんですけれども、自治体に任せるが7,189万円となっているんですけれども、3月末で28年度分は締め切っているわけですよ。ふるさと納税のデータは。それで、最近この前も新聞に出ていまして、返礼品の3割以下にしてくれと各自治体に要望などがあって、今年度どうなるかちょっと私も雲行きはつきりわからないんですけれども、直近でデータ出ていますか、ことし幾らぐらいふるさと納税。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 直近でお話をさせていただきます。

5月31日現在でございます。合計で件数で申し上げます。二月分の合計でございますけれども、557件、寄附総額にいたしまして961万円でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） そうすると、前年比と比べるとどうなりますかね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 前年度の2カ月分と比較いたしますと、前年度28年度の4月、5月の二月分の申込件数は165件ということですので、今年度の4月、5月は392件の増でございます。寄附金額にしましては28年度の4月、5月は512万円でございますので、ことしの4月、5月に比べますと449万円ほどの増ということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） それと、きのうの平間議員の質問と重複するんですけども、6月2日の河北新報にふるさと納税の返礼品の抑制ということで、5月24日付で全国100自治体に3割以下に抑えるような再通知、4月1日に全面的に出しておりますから、この全国に1,700幾つある自治体で、100自治体に出したそうなんですけれども、この中に柴田町は入っているんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 総務省のほうで100自治体に出したというのは私も拝見しておりましたが、100自治体のリストアップはされておられませんので、わかりません。また、きのうお話し申し上げました家具ということで、柴田町のほうに国から頂戴したということが100となっているものなのか、それ以外のものなのか、それはわかりません。100自治体については、たしか3割を超えている部分という自治体に出したんだというふうに私は見ておりました。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） それでは、最後に先ほど教育長から私ふるさと納税に奨学金コースを追加してはということに答弁あったんですけども、ここに山形県の村山市の事例がありますので、ちょっと言ってみたいと思います。

この村山市では、ふるさと納税の使い道に奨学金として、高校生と大学生向けに夢応援奨学金事業というものを乗せて、それに特化したふるさと納税のお金を集めて、そして市独自の奨学金制度をやっております。始めたんですね、ことしから。村山市というのは人口規模でいくと柴田町よりも少ないですよ、2万5,000人ぐらいなんですけれども、予算規模でいきますとやっぱりここ裕福な町なんだね、29年129億円、一般予算で。ですから、結構サクランボとかそういうので税収が多いんじゃないのかと思いますけれども。

それで、大学生向けの夢応援奨学金事業についてお話ししますと、低所得者世帯というのは、どうしても日本学生支援機構の奨学金だけでは学費と生活費を賄うことが難しいと。そして、安心して学生が進学就学できるように、国公立大学の一般的な授業料相当額を支援するということで、支援基準が1学年5名、そして寄附金額が年60万円、先ほども言いましたけれども、国立大学の授業料が年間五十何万幾らですから、大体それ全部あれるわけですよ。そうすると、これにかかる経費というのは、4学年ありますから4年後には1,200万円ぐらいの経費はかかるんですけども、それで村山市ではふるさと納税どのぐらい集めてたのかといいます

と、27年度で2億6,000万円集めているんです。28年度はちょっと今手元にデータないので、わからないんですけども、全部をふるさと納税から回しているわけではないんですよ。やはり市が積極的に動きまして、市内にいる篤志家、俗に言う社会奉仕をやりたいという人は、町には結構私はいると思うんです。そういった方から広く基金を集め、さらにふるさと納税のほうから回して、あとは一般予算から少し出してもらって、そして基金の目標額、これが6,000万円をめどに一応やって、今年から始めてやっております。

それで、柴田町でもこういった将来を背負って立つ向学心あふれた学生に対して、支援の手を差し伸べてはいかがかと思うんですけども、どうお考えでございましょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） 今の村山市の件、これは給付型なんでしょうか。（「そうです」の声あり）そうですか。給付型の奨学金というのは、本当に大切なことだと思いますけれども、持続することが可能な財源の確保というのが課題となってまいりますので、現在のところは答弁でも申し上げましたように、貸付型の柴田町育英会資金ということで運営して行って、ふるさと納税の件につきましては、これからの課題というふうにとめております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。

○8番（斎藤義勝君） 以上で終わります。

○議長（高橋たい子君） これにて、8番斎藤義勝君の一般質問を終結いたします。

次に、17番水戸義裕君、質問席において質問してください。

〔17番 水戸義裕君 登壇〕

○17番（水戸義裕君） おはようございます。17番水戸義裕です。

今回、安全・安心のまちづくりということではありますが、私もつい先日農作業が終わりました。ことしもと言うとあれですけども、トラクターが農道で横倒しになったと。そういう意味では農機具の大型化に農道整備がおくれているなというふう感じたところであります。

さて、それでは本題に入ります。

**安全・安心のまちづくり策を。**

最近、凶悪な事件などの報道に接するたびに、「日本は犯罪の少ない安全な社会である」という神話が失われてきているのではないかと思います。住民が安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するために、防犯対策を推進することが非常に重要であると認識している点では、私も町当局も同じであろうと思います。

防犯対策として、駐車場・マンション・店舗のセキュリティー等に監視または防犯カメラの



設置がふえているということです。また、街頭犯罪対策の一環として防犯カメラシステムを導入する自治体もふえてきています。

安全・安心のまちづくりのためには、街頭や公共施設・学校等に防犯カメラの設置が必要と思いますが、住民の安全・安心に関する防犯対策について、町の見解を伺います。

- 1) 街頭の重要地点に防犯カメラを設置する取り組みについて。
- 2) 幼稚園や小中学校周辺に防犯カメラを設置することについて。
- 3) 町内の駅に防犯カメラを設置することについて。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 水戸義裕議員の安全・安心のまちづくり、3点ございました。

1点目、防犯カメラの設置については、町が設置するものと町防犯協会が設置するものの2とおりがあります。

現在、町が設置しているものとしては34台あります。目的は、施設内の監視であります。内訳は、槻木駅コミュニティプラザ及び自由通路に10台、船岡駅南口駐輪場に6台、船岡駅北口駐輪場に6台、槻木駅東口駐輪場に5台、槻木駅西口駐輪場に2台、しばたの郷土館に3台、船岡中学校に2台となります。

次に、町防犯協会が設置しているものとしては、4台あります。目的は、不特定多数の人が多く行き交う場所で犯罪の抑止と防犯に対する意識を高めることであります。内訳としましては、槻木駅西口に2台、柴田町商工会建屋に1台、船岡駅南口に1台となります。両方合わせて38台を設置しています。

これまで街頭の重要地点を人の移動が多い地点と捉え、主に駅周辺に設置してきたところで、そのほかに、防犯上重要地点になるような場所があるかどうか、大河原警察署に相談しましたが、今のところ特定の場所は示されておりませんでした。今後、大河原警察署等から指摘や地域からの要望があった場合には、改めて設置について検討してまいります。

2点目、現在、町が設置している学校等への防犯カメラは船岡中学校の2台となっております。

他の幼稚園、小中学校につきましては、学校側から防犯カメラの設置の要望があった場合、不審者の侵入防止など、防犯上特段に効果が見込める場合には、防犯カメラの設置を検討してまいります。

また、議員が提言されている学校の周辺につきましては、現在、学校や地域などから特に要望等は出されておられません。要望があった場合には大河原警察署と協議し、防犯カメラの設置について検討してまいります。

3点目、町内の駅でございますが、1点目でもお答えしましたように、槻木駅、船岡駅においては既に防犯カメラを相当設置し、施設内及び周辺を監視しているところでございます。

また、駅周辺につきましては、地域のボランティアによる見守り活動も継続して行われていることから、駅や駅周辺の防犯につながっているものと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 水戸義裕君、再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） この防犯カメラの質問については、昨年6月に本議会でも質疑やりました。今のカメラの設置台数は、昨年の9月と変わらないと。変わったのが船岡中学校に1台増設されています。まず、最初にどういう理由で船岡中学校に1台増設されたのかお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 昨年8月に新たに1台船岡中学校に増設したんですが、やはり自転車置き場等のほうが死角になるということで、侵入事件等もありましたので、以前設置したときはガラス窓等割られたということで、そちら侵入のほうを把握したいということでつけました。昨年つけたのは死角になっている自転車置き場のほう、道路から入って来られますので、夜、そのため防犯ということで設置させていただきました。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） それでは、単純にお聞きしますが、防犯カメラと監視カメラの違いというのはどのように認識されておりますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 正確に申し上げることは厳しいかと思えますけれども、防犯カメラということは防犯上のカメラ、監視カメラということはオフィスの中で監視するようなカメラということになるのではないかと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 間違いではないですけれども、厳密に言うと、防犯カメラと監視カメラの差はほとんどというか、ないというような状況と判断する専門家もいるようですけれども、防犯カメラとは辞書を引いてみるということになりますけれども、犯罪が起きてほしくない場所に設置されているというのが防犯カメラです。監視カメラというのは、例えばの話、監舎と

か、警察でもそうですけれども、犯罪をするんじゃないかという前提のもとに監視するために置かれるということになると、犯罪を未然に防ぐという状況というのはまた監視カメラというのは違うんだということなんだそうです。

防犯カメラということでは、今で言うと子どもたちが通学途中について最近あった女子の誘拐殺人、しかもそれが保護者会とか、子どもたちを守る立場にある会長さんがやったということで、物すごくショッキングなニュースだったと、私も育成会等やっている関係で大変驚きまして、子どもたちは誰を信用していいのかと、そういう時代になっているのかなと、これもまた悲しい話ですけれどもね。

そういうことで、それにも防犯カメラがやはり役に立っている。監視カメラということにもなると思いますから。そういった意味では非常に重要なものであるというふうに思いますが、町としての認識としてどのようにお考えかお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 犯罪の防止というお言葉が今出ました。犯罪の防止という最大のポイントは、犯罪が起きるということはこの地区は守るんだという明確な意思表示であろうと思います。防犯カメラというのは機器でございます。機器ということで犯罪が起こる、犯罪を企てるという者を阻むという一つの効果はあると思います。ですが、あくまでも一つの機器であります。町内全ての何百カ所にそれをめぐらしているわけでも当然ございませんし、やはり機器は死角というものがございます。そこは人の目にかわるものにはなり得ないというふうに思っておりますので、町内では見守りの活動などが盛んに各地区で行われております。人の目に勝るものはないでしょうし、またプラスしてこちらが補完的な措置になるものだというふうに考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 課長のおっしゃるとおりで、目にはなり得ないけれども、ただし人間の記憶より以上に確実に残るのが防犯カメラの効果ですから、これは目どころの騒ぎじゃない。人の記憶なんて曖昧なものですから、そういう意味では防犯カメラの重要性というのは、目ということとはまたかわった記憶と記録ということでは、非常に大きい効果を果たすものだというふうに思っております。町では先ほど38台ですか、この効果についてどのように判断されていきますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 38台一気にふえたわけではございませんけれども、町の

防犯協会の方々と協議しながら進めさせていただいております。町の防犯協会のほうの会費としましては、町内の全戸の方々から1世帯当たり60円ほど頂戴をいたしまして、運営している協会でございます。その中で警察のほうとも協議をいたしまして、地区に必要な箇所ということで、この地区が必要だということで最近つけましたのは船岡駅の正面、南面でございますけれども、そちらにもつけて、ロータリーのほうを見守っているというような状況でございます。

昨年、大河原小学校で会合ございました。防犯の会合でございましたが、警察のほうから管内で柴田町が一番防犯カメラのほうをつけていただいておりますというふうなお声を頂戴しておりました。手前みそになりますけれども、少しずつではありますけれども、広がっているということに見ております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 効果としてはそれなりにあるだろうというふうなことなんだろうと思いますが、本町では不法投棄が結構ありますよね。この不法投棄を防止するためにということの一つの策として、防犯カメラというか、よく集積所の近くとかに置いてありますね。もちろんゴミも含めてますが、これから山の中の不法投棄に対するカメラ、これについての評価はどのようにされているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 環境に伴う監視カメラでございますけれども、ただいま7台所有しております、不法投棄が多い箇所について、あと申し出があった集積所、違反ごみが多く出ているところとかの申し出があったところに貸し出しして設置しております。

○17番（水戸義裕君） いやいや、そうじゃなくて評価を、どう評価しているんですかということ。

○議長（高橋たい子君） 許可を得て発言をお願いします。

○町民環境課長（安彦秀昭君） それによって、つけたところについては、抑制効果がかなり出ているということを聞いております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） それでは設置前と設置後の明らかに差が出ましたという評価というのは、そういうふうにはしていますかね。要するに不法投棄される場所にカメラがなかった時代と置いた時代と、その後の今効果があったというふうに評価しているということですが、具体的に件数的にどのくらい減ったのかという効果までは出していますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 申しわけございません、件数についてのデータはただいま持ち合わせていませんが、つけたところについては、少なくなったとか、なくなったと、つけたところはなくなっている。ただ、つけていないところについては、不法投棄とかまだ続いている箇所があるということです。設置したところはなくなっているところが多くなっているというのが現状ということです。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（水戸義裕君） ということで、効果はあったというふうに判断しているんだろうというふうに思います。先ほど来、警察とか関係機関と協議した結果、ここが、あそこがということでカメラを設置したというふうな話でしたが、町自体として判断してここにはカメラが必要だろうと、防犯カメラが必要だろうと判断して設置したというのがありますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 私どもで管轄しております町防犯協会で4台設置をさせていただいたところにつきましては、防犯協会と町と警察ということで3者協議をしながら、設置をさせていただいたものでございます。町だけで単独で判断しているものはございません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） けさ来て気がついたというよりも、庁舎内の1階、町民環境課の窓口です、ここにも監視カメラとか防犯カメラというのはありましたっけ。ちょっとお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 庁舎の中はございません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。

○17番（水戸義裕君） やはり最初から疑ってかかるというのもまたよくないことではあります。銀行なんかで言ったら、それは当たり前でしょうと誰もが思うかもしれませんが、今はどこでいつ犯罪が起き、それに巻き込まれるかわからない時代なので、そういった意味で役場に金がないから役場に何もしに来ないだろうというふうな見方というのはどうか。これまで例えばの話、防犯カメラ、じゃあ火炎瓶とか投げつけたとか、結構凶悪な事件は役場庁舎内というか、そういうのもあったことはあったんですよね。それはそれで。

以前の議会でのカメラに関する質疑の中で、しばた千桜橋にカメラをつけたらいいんじゃないですかという話になりました。そのとき当局としては、山頂に定点カメラをとりつけてありますので、それに対応するといったような答弁がされていますが、このカメラというのは山頂

というと観音像の下の部分になるんですよね。あそこからのカメラということで、このカメラはズーム機能というのはついているんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） ズーム機能はございません。定点だけの1カ所だけを同じズームで撮っているものでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） カメラの角度でいくと、あの距離からのしばた千桜橋というと、ズーム機能がないのであれば、何が、人の動きがわかるぐらいのもので、防犯カメラという類いにはおよそ該当しないものだろうと思います。ズーム機能あるのかなと思って聞いたんですがね。

このカメラ、花見の季節は当然稼働すると思うんですが、1年中、通年稼働されているのかどうかお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 通年を通して、映像が出るように、観光物産協会のホームページを見ると、そこにバナーが張りつけてありまして、通年見ることができるようになっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） これは、どこが管理されているんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 観光物産協会になります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） ということは、観光物産協会でこれを管理するということは、操作からそういうこともやっているということなんですかね。ただ見ているだけなんですか。カメラの操作をやっているというか、管理しているということでは、そういう意味でいいんですかね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 操作と今ちょっとよくわからないんですけども、常に観光物産協会のほうでカメラに異常があれば、専門の業者に依頼して修理とか何かをしてもらっているような形になります。あくまで観光目的で設置したカメラだということをご理解いただきたいと思います。ですから、桜の季節は一目千本桜がどのように、開花状況がどうなっているのか、そういったことを目的に設置したカメラということをご理解いただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 理解します。ということでは、さっきの答弁のときに防犯カメラということで、しばた千桜橋にと。だけれども、山頂に定点カメラがありますということで、今はご理解くださいと、防犯カメラじゃないですよ、そういう意味では。防犯カメラという意味じゃなくて、という意味でしょう、今のご理解くださいというのは。それではちょっと違うかなというふうに思うんですけども。それはともかく。

それで、船岡駅、槻木駅をこのたびというか、見てきました。船岡駅にあって、槻木駅にないというのはその逆ですけども、槻木駅にあって船岡駅にないというのは結構あるんですね、カメラがね。そういった意味でまず今回こうやって写真撮ってきました。ちょっと全部に渡すのは余裕がないもので、これしかないんですが、槻木駅には通路、東口、西口ですか、あそこはね、通路に交互に1カ所に右と左にカメラがついているんですね。階段上がって行って、西口、東口。ところが、船岡駅に来ると、南口、北口に行く通路にカメラは1台もない。こういうのは何を基準としてつけていないのと、つけているのというところなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） では、駅関連の設置でございます。経緯をお話ししたほうがよろしいのかなと思いますので、槻木駅に設置いたしましたのは、槻木駅西駐輪場の2カ所でございます。こちらに設置いたしましたのは、平成26年12月でございます。内容につきましては、警察のほうからJR槻木駅の西口周辺で声がけ事案や下半身の露出事案等があるというようなことございました。それで、町や防犯協会等々で現場を確認いたしまして、設置をしたというのが経緯でございました。

次に、商工会の建屋のほうに設置をいたしました。こちらは28年3月でございます。経緯につきましては、船岡の駅前通り、また駅の駐輪場等から自転車の盗難等があるというような情報を警察がつかんでおりました。また、不審者の情報等もございます。駅のロータリーを經由して、今度はこちらの七十七銀行のほうに来て、西に東に正面にと、人が動いていくという、そこを押さえるというようなこともありまして、そちらのほうに設置したという経緯でございました。

また、船岡駅南側、これは4月、先々月から適用したものでございますけれども、こちらも下半身露出事案、また不審者情報があるという駅ということでございます。不特定多数の方が集まる場所ということで、設置をしたということで、3カ所設置をしたという経緯でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 単純に言って、何で槻木にあって船岡にないのかなど。船岡はそれだけ安全で、槻木は物騒なのかというふうに、単純に、実際そうではないんでしょうけれども、ただいわゆるそういう懸案、事案が起きているという結果で取りつけたということでは理解いたしますが、やはり後手に回っているというか、防犯にはならなくて、起きたからつけるという状況であるというふうに私は受けましたが、それでいいのかなど。それはそれで。

船岡駅も槻木駅もそうなんです、駐車場、駐輪場にはこれでもかというぐらいカメラがついているのが誰でも行ったらすぐわかります。駅の正面ロータリー部分、駅舎から、要は駅前ですよね、東口、西口どっちでもいいですけども、これについては、1台もないんですね。これはやはり何もないからつけないと、そういうことに理解してよろしいのかお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） ただいま最後に申しました船岡駅の南口には、4月からつけました。それはロータリーですので、駅の南口のほうを見ているということで。そして、商工会の建屋に建てたのは、またあの辺のブロックを見ているということです。槻木のほうに関しては駅の駐輪場ということでございますので、議員ご指摘のように槻木駅の東口のほうにはまだ設置はしてはおりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） わかりました。ちょっと船岡駅前の商工会館ですか、そっちまで行きませんでしたので見逃しましたが、たしか船岡駅だったと、男子トイレ、女子トイレ見るわけにいかないの、男子トイレ、外側にもドアを開けたらもうすごいですよね、でっかく「監視カメラ作動中」、こんなでっかく張ってあるんです。ちょっとトイレ見てみました、中。天井を見ても、下を写したらそれこそ不法撮影になっちゃからでしょうけれども、カメラはなかったように思うんですが、そこにはカメラ作動中という表示がありましたが、男子トイレにカメラ実際あるんですか。私はちょっと見つけられなかったんですが、どうなんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 外側にはあるんですけども、中には当然トイレの中には防犯カメラは当然ついておりません。ただ、あくまで抑止するために、やはり便槽とかあるいは手洗いなんかちょっといたずらされるものですから、それを抑止するというので、そういったポスターといいますか、そういったものを張っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。



○17番（水戸義裕君） 抑止力、そうですね。ここにカメラ作動していますよという表示だけで、いわゆる抑止力ということでは確かにそうですけれどもね。ほかのところでは当然これは表示するようには義務づけられているんですよ。カメラがあったときは、ここで防犯カメラが作動していますよという。船岡駅も槻木駅も某有名警備会社のラベルで「カメラが作動中です」とありました。このカメラの管理、画像の管理というのはどういうふうに行われているのか、お聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 毎月職員が現地に向かいまして、その機械を確認するというところでございます。機器が破損していないか、カメラでございまして。それから、そのカメラはあくまでもカメラでございまして、そちらで映像、記録した記録媒体ですね、そういったものがきちんと保存されているかというのを職員の確認をしております。今のところ故障はなく、順調に動いているというところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（水戸義裕君） その画像というのは、保存期間というのはどのくらいになるんでしょうかね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 町防犯協会を設置したものにつきましては、約3週間となっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 大体長くてもというか、1カ月ぐらいというふうなことになるようでありましてね。町では前回の質問に対して、県がガイドラインの策定を待って、それを活用したいというふうに答弁されていましたが、策定されたということは当然ご存じだと思うんですが、これについて感想をどのように持ったか、お聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 県で最近ガイドラインのほうを発表いたしました。目的としましては、防犯カメラの有用性とプライバシーの保護ということで調和を図って防犯カメラを適切に活用いたしましうということが目的でございました。また、配慮すべき事項としましては、目的外利用の禁止、また設置表示、こちらは犯罪抑止効果という意味でございまして、3つ目には画像の適切な管理、内訳としましては情報漏洩防止を措置しなさい、記録媒体の保管と徹底管理をしなさいと、撮影したものがほかに流れていかないようにちゃんと管

理しなさいというようなことをございます。また、警察の任意捜査への協力などが挙げられておりました。しっかりした内容が決められたなど見ております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（水戸義裕君） この県のガイドラインで、パンフレットもつくったというふうになっているんですが、町ではパンフレットは所持というか、持っていますかね。例えば私が見たいときに見せてもらえますか。あるかどうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） たしか部数が1部か2部しかいただかなかったと思うので、私も持っていないのですが、1部はあったかと思しますので、お越しいただければお見せできると思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 当然活用して運用に役立てたいというふうな答弁をなされているわけですから、それは当然持っていて、そしてどのように運用をするかというのが必要だろうと。町として、今現実に三十数台のカメラがあるわけですが、これの運用基準というか、条例まではいかなくてもそういったいわゆる柴田町のガイドラインというのが県のガイドラインではこういうふうにしましょうみたいな、書いてあるんですが、それに沿ってつくったかどうかということでお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 町では今年度作成を予定しております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） カメラということになると、肖像権だ何だという難しい、2010何年かに防犯カメラ、監視カメラに関して日本弁護士連合会でもまとめて政策を発表しています。その中では肖像権の侵害とそれからプライバシー、肖像権もそうですけれども、プライバシーも当然。町で、今駅、駐輪場とかというのは自転車が盗まれるなんていうこともあるからだろうと思うんですが、これからして住民から、町民からあのカメラ何だというような苦情というのが寄せられたというようなことはありますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） ございません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） ないからつけていいんだというような解釈にはならないんだろうと当然

思いますけれども、そういった意味ではやはり私は今回質問するに至ったのは、子どもの通学下校途中の事故、事件、これに対応できないかということでも一つではあるんですが、学校周辺ということでは、通学路全部つけろといったって、それは当然無理だし、予算もかかることですから、ただ将来的にそういう利用する防犯カメラの効果というのは、未然防止、事故事件を未然に防ぐということが本来の姿というふうになっているようなので、そういった意味で通学路のどこにとかいうふうなことを考えているかどうか、お聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 現時点においては、通学路は議員おっしゃったとおり、結構長い距離、いろんなコースがあります。ですので、声かけ事案等があった場所等につけるのが一番防犯的にはいいのかなと思うんですが、実際声かけ事案もいろんなところで起きております。ですので、今はやはり地域の見守り隊の方たちと、スクールガードリーダーがおりますので、連携して対応せざるを得ないというのが今の状況です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 確かに、カメラで見ましたといったって、その時点で何もしなかったら結局犯罪起きてしまう、成立するわけで、人がいれば当然そこで未然に防ぐと、そのための見守り隊でもあるということなので、この方たちの努力というのは本当に、降っても照っても、当然子どもだって降っても照っても学校に行くんですけども、そういう意味ではそういう大人がいるということでは、非常に安心して子どもたちも通学できるということになるんだろうと思います。

防犯カメラと言いながら、犯罪を防ぐということもあるんですが、もう一つは町でも数件ありますよね、どうも認知者なので行方不明になったというのがメールでも配信あります。これが防犯カメラがそのときに役立つということも結構あるということなんだそうですね。人が通るところを見る。ですから、犯罪だけじゃなくて徘徊する人たち、人たちと言ったら変ですけども、徘徊する人がたまたまそのカメラに写ったことによって、その動きがわかって解決につながるという実例もあるんですね。そういった意味でも有効だなというふうに思うんですが、いかがお考えかお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 高齢者の徘徊問題というふうな形で通知をもらった場合に、そういった考えの利用があるかと思いますが、こちらのほうとしてカメラのデータを見せていただくという権限がないというのが今の実態でございますので、今後いろんな形で法改正が進むこと

によってそういうことができるようになれば、それも一理、一つの捜査の手がかりになるかと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 権限云々言えば、そういうことになれば、ただそれはそれで警察に協力を申し出るということではそんなに不可能なことではないだろうと思えます。そういった意味ではそのほうが、私も認知症については質疑していますが、これからふえるだろうと予測されている世の中ですので、私もなるかもしれませんが、そういった意味ではそのときは役に立つのかなと思えます。ので、何とかね。

きのうのAEDの質問に対してもそうですが、稼働というか実際使われたことは一度もないと。だけれどもつけていると。防犯カメラなんてまさにそれと同じだろうと思えます。犯罪は起きない、だけれどもつけているという、いざというとき役立つことは非常に大きいだろうという意味では、AEDとは多少性格的に似たところがあって、これは自治体としても考えていくべきだろうというふうに勝手に思っていました、その辺についてどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。副町長。

○副町長（水戸敏見君） 議員今AEDと比べられておっしゃいましたが、私は違うというふうに考えています。たしかセキュリティと自由は相反するものという考え方を私は持っています。安全・安心は求めても、監視社会はきつと求めていないだろうというふうに思えます。AEDがあればいいんですけれども、カメラはふえればふえるほど監視社会の色を濃くしていくんだらうというふうに思っています。その辺はやっぱり十分に考えて、住民が納得のいく場所につけることはいいですけれども、そこを先におもんばかって、起きるんじゃないかという予想のもとにつけていくということについては、十分考えていかなきゃいけないというふうに今考えています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 確かにそういうふうになります。なりますというか、それも一理あるというふうに私も思えます。県のガイドラインによると、犯罪の防止や事件の解決に有用であることは多くの方々に認識されているところなんですというふうなところで、この県のガイドラインでも一言が入っていますので、単純にそういうふうなだけでいっている時代であればそれはそれで。問題は現場で起きるといって、映画じゃないですけれども、事件は現場で起きますから。理論でどうこう言っているところで現実の話、解決にはならないだろうと。ただ、それはそれ

で当然考えなくちゃいけないことなので、それはわかりました。

それで、例えばゾーン30ってありますよね。学校周辺、スクールゾーンとか、いわゆるゾーン30と言うんですけども、30キロ以下だと交通事故が起きて子どもたち、人が死ぬことがないということで、ゾーン30というふうに使われてやっていますよね。ですから、仮に通学路というか、学校周辺につけるとすれば、ゾーン30というのを通学路の範囲内だけでも可能じゃないかなというふうにも実は思ったんですが、どうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 学校周辺、スクールゾーンと昔言われたかと思うんですが、子どもが通学する道路等、交通安全の目的を持って槻木小学校周辺にはゾーン30ということで設定されているかと思えます。ただ、防犯カメラということを考えれば、学校周辺だけでいいのか、実際に声かけ事案が学校周辺だけではないということがありますので、その辺は検討が必要なのかと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） そうです、下半身露出とか、声かけ事案というのは当然ゾーン30というか、スクールゾーンだけじゃないのは当然ですが、ですから全部つけるのが無理だったら、スクールゾーンの範囲内ということだったら可能かなというふうなことで、ゾーン30とちょっと言いましたけれども、警察庁が2011年にこの通達を出したと。幅員5.5メートル未満の道路における車と人の衝突事故では、30キロを超えると死亡率に至る危険性が上昇する。30キロ以下にすることが大事なんだということなんですね。そういった意味で、今回それから新たに私もいろいろ見ていたんですが、スクールゾーン、ゾーン30ということ以外に、スーパー防犯灯なるものが今出ているんですよ。これは宮城県では古川市の古川中心地区についています。これもやはり安全になるということなんですが、今の反応を見るとご存じないようなので、スーパー防犯灯というのは、赤色回転灯やサイレン、ドーム型防犯カメラ、インターフォン、緊急通報ボタンなどを装備した街頭緊急通報システムの通称なんだそうです。この使い方としては、ひったくりや痴漢、変質者などの被害に遭った場合、偶然事件や事故を目撃した場合など、緊急通報ボタンを押すと、警察あるいは付近の人たちが駆けつけてくれるといったものなのだそうです。これも平成13年に国が歩いて暮らせるまちづくりということで、宮城県では古川がモデル地区ということで設置されています。

安心・安全ということでは結構高いものらしいんですけども、町としても例えば1基ぐらいつけてみたらどうかなというふうに思いますが、中身はよくわからないでどうですかと聞い

ても、さあというふうにはかならないでしょうけれども、そういう意味では安全・安心のまちづくりということでは、さまざまな方法が今出されてきてる。だけれども、犯罪をするほうもこうかつになってきて、その合間を縫って犯罪を犯すということ、それから通学路においては高齢者の運転によって車が暴走して、子どもたちがはねられる事件が起きているといった意味では、さまざまな手を打っていかなければ、少子化であり子どもがふえない時代になってくるときに、1人でも多くの子どもたちの命を救っていくことは非常に大事なことだろうというふうに考えますので、防犯カメラについてのみならず、安心・安全のまちづくりということでこれからも町の動きに期待したいと思います。以上で終わります。

○議長（高橋たい子君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 先ほど山頂カメラの関係で、私誤って回答してしまいましたので、訂正させていただきたいと思います。山頂カメラ、ズーム機能があるということで訂正させていただきたいと思います。以上です。

○17番（水戸義裕君） わかりました。

○議長（高橋たい子君） これにて、17番水戸義裕君の一般質問を終結いたします。

**ただいまから休憩いたします。**

11時15分再開します。

午前11時03分 休憩

---

午前11時15分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

12番森淑子さん、質問席において質問してください。

〔12番 森 淑子君 登壇〕

○12番（森 淑子君） 12番森淑子です。大綱1問、質問いたします。

**小中学校の給食費を無償に。**

全国で小学校や中学校の給食費を無償化する動きが広がっています。

給食費の無償化は、1951年に山口県和木市で始まりましたが、2010年以降急速にふえてきました。平成29年4月現在では、57の市町村が無償としており、360以上の市町村が一部補助を行っています。

制度導入の背景には、人口減少に対する自治体の危機感があります。また、核家族化や共働

き世帯の増加、景気の動向など大きく変化する時代背景の中で、子育てを取り巻く環境は厳しさを増しています。中でも家庭における教育関連の支出は、家計全体に対して大きな割合になっています。

少子化対策として子どもを持つ親を補助するとき、給食費の無償化は、確実に児童のために使われます。

韓国では、給食費は有償ですが、多くの自治体が小中学校の給食費用を無償にしています。貧しい子どもだけが無償の給食を申し込む方式は、貧困のレッテル張りにつながり、子どもの心を傷つけます。全員を対象にすることでレッテル張りを避けるという意義に社会が賛同し、無償化が広がったと言われてしています。

本町では、若い世代が安心して子どもを産み、育てられるための経済的支援策として、平成29年4月1日から子ども医療費の所得制限を撤廃し、中学校3年生までの全ての子どもたちの医療費を助成しています。

給食費の無償化は、子育てしやすい環境につながるほか、家庭で使えるお金がふえることで、経済効果も期待できます。また、給食費の未納をめぐるトラブルが解消され、給食費の集金業務もなくなり、学校の負担を減らすこともできます。

心身の健康に直結する子ども時代の食生活は社会保障だと考えて、みんなで費用を負担するということを考えてもいいのではないのでしょうか。

柴田町人口ビジョンによると、本町の人口動態は、子どもを産む世代の町外流出が顕著です。「若年層の町外流出は、社会動態の減少だけではなく、自然動態の減少にも大きく影響しており」とあります。宮城県内では、学校給食を無償化しているのは、七ヶ宿町だけですが、柴田町を子育て世代が住みたくなる町にするために給食費の無償化を提案します。若い人が住んでこそ、高齢者も安心して暮らせるのです。町の見解を伺います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（船迫邦則君） 森淑子議員の大綱1問、小中学校の給食費の無償に関する質問にお答えします。

学校給食費については、学校給食法第11条で、学校給食の実施に必要な施設設備に要する経費は町が負担し、学校給食に要する賄い材料費などは児童生徒の保護者が負担すると定められております。

本町における学校給食センターの予算は、人件費、施設設備の維持管理費、そして調理など

の委託料で平成29年度はおよそ2億7,934万円となっており、保護者負担の給食費およそ1億5,755万円と、町負担のおよそ1億2,178万円で運営されております。

現在、学校給食を受ける児童生徒の保護者からは、賄い材料に要する費用として、小学校児童は1食単価265円、中学校生徒は1食単価315円を負担していただいております。ただし、経済的な理由により、支援が必要な準要保護家庭の児童生徒には、就学援助として給食費を支給し、無料としております。

全国的に見た場合、子育て支援や少子化対策として無償化に向けた動きがあることは承知しております。しかし、給食費の無償化のために、保護者の負担分を町が負担するとなれば、大きな財政支出を伴うこととなりますので、現時点においては子どもたちの教育施設の整備を優先する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 森淑子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） 給食費、1食小学生が265円、中学生が315円ということですが、1年間の経費、保護者は幾ら負担しているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 小中学校の給食日数の違いがありますが、小学生であれば大体180日くらい提供された場合、年間4万7,700円ほどになります。中学校のほうは1年、2年と3年生がちょっと違うんですが、1年、2年生であれば5万4,495円、173日提供されることによって5万4,495円ということで、保護者に負担していただいております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） 給食費の免除者は何人になりますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 給食費の免除ということであれば、免除制度というものはありませんので、準要保護の方であれば、昨年実績で言いますと小学校で準要保護、人数で言いますと小学校は188人、中学校で145人ということで、準要保護家庭として認定されております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） 児童全体に占める準要保護の率は何%でしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） ちょっと率は出しておりませんが、小中学校の児童数なんですが、合わせると3,000人弱になります。ですので、今準要保護家庭330人くらいですかね、ですから



1割強ということになるかと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） 済みません、ちょっとあれですけれども、要保護児童は国からの支援なので、この中には入っていないということではないのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 要保護家庭のほうは、保護費の方から支給をされるということですので、今の人数には入っておりません。ちなみに、小学校で要保護家庭のお子様は26人、中学校で10人というふうになっています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） そうしますと、先ほどの1億5,000万円の中には、準要保護児童の町からの支援分は入っていないということではないのでしょうか。実際に、給食費を払っている保護者の金額が1億5,000万円ということでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 先ほど1億5,000万円の中に、この方たちの分も入っております。実際に要保護の家庭であれば、保護費から保護費に加えて支給されておりますので、そちらから学校のほうにお支払いをしていただくと。それから、準要保護家庭のほうも一度納めていただいて、年2回なんですけど、その2回お支払いしてこちらから支援ということで出したお金から払っていただくということで、要保護、準要保護も含めた金額になっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） 一時給食費の未納のことが問題になっておりましたけれども、現在未納の金額は、どのくらいでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 5月31日現在ということで、大体確定なんですけど、滞納金額が28年度分も含めて、324万9,767円です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） 滞納率は何%になりますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 済みません、ちょっと数字は出しておりませんが、（「大体で結構です」の声あり）ちょっと待ってください。

○議長（高橋たい子君） それでは、後ほど答弁ということによろしいですか。再質問どうぞ。

- 12番（森 淑子君） 給食費の集金方法についてお伺いしたいんですが、どのような集金方法をとっておりますか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。
- 教育総務課長（森 浩君） 小中学校、学校ごとにそれぞれ違います。現金で集金袋で学校に持っていくパターンと、口座引き落とし、それから集めるのも現金で学校に持っていく場合と、子供会、保護者が集めて学校のほうに納めるという場合があります。中学校も同じように口座引き落とし、または現金で学校に持っていくということで、口座引き落とし、また現金、その現金の集め方も児童生徒が真っ直ぐ学校に持っていく場合、または槻木小学校のように保護者が集めて、それを納めるという形のように学校ごとに違います。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 12番（森 淑子君） 学校の先生方は、給食費の集金にどの程度かかわっていらっしゃるのでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。
- 教育総務課長（森 浩君） 学校においては、先生方がかかわるのではなくて、事務職員等がおります。あと事務補助員もおりますので、事務方のほうで学校給食費のほうを担当しております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 12番（森 淑子君） それでは、未納、給食費未納の分は、誰がどのように対応しているのでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。
- 教育総務課長（森 浩君） 現年度から滞納繰越分に振りかわったというか、滞納になった部分に関しては、給食センターのほうで滞納した世帯のほうに電話とか訪問をして、徴収しております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 12番（森 淑子君） そうしますと、ちょっと集金事務にマンパワーがどのくらいかかっているかというのは、ちょっと出しにくいですが、幾らぐらい集金事務にお金がかかっているか、大体で結構なんですけれども。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。
- 教育総務課長（森 浩君） 学校ごと、それぞれ事務職員並びに事務補助員がこの現金を取り扱うということで、仕事の中では結構比重が大きい業務ではあるかと思っております。現金を扱うと

ということですね。ですから、あと滞納になった部分に関して、給食センターで滞納徴収をするという部分に関しては、通常の業務の中でやっておりますので、学校のほうの事務職員の方の仕事に占める割合は大きいかとは思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） 事務職員の方などがかなりの時間を割いているということですので、そうしますと町の給食費、保護者から給食費1億5,000万円ほど集めていますけれども、準要保護児童の分と、職員が集金事務にかかわっている金額を差し引くと、かなりの金額、結構な金額を1億5,000万円の中に入っているということではないでしょうか。人件費の分も、例えば無償化すると、そういう滞納処理の金額がかからないわけですよね。準要保護の子どもたちの分もその中に入っているわけですから、実際に町が負担する分はもっと1億5,000万円よりもかなり少なくなると考えてもいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 準要保護家庭の方の分も、一度は保護者のほうから納めていただいておりますので、その準要保護の方に年間2回支給するというので、それにかかる経費というか、一度皆さんにまず納めていただいているというのが現状ですので、徴収にかかる現金を取り扱う、その部分に対して経費がかかっているかというのと、通常業務の中で現金、給食費ということを取っていただいていたので、多額の経費がかかっているかというのと、そうではないのではないかと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） 生活保護の補足率は大体2割ということなんですね。年収100万円未満のひとり親家庭でも生活保護を受けているのは、28%ということなんです。柴田町の場合ではないんですけれども、一般的にということですね。何でそんなに条件が整っているのに、受けている人が少ないのかといいますと、申請主義ということで、自分が、本人が申請しないと受けられない。生活保護にしろ、就学援助にしろということなんですけれども、ある県を調査したところ、少ない町で0.3%、多いところでは51%という大きな開きがあったというんですけれども、柴田町はどのあたりに入っているということでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 要保護家庭、準要保護家庭、知らない人は知らない、準要保護制度というか、就学支援制度なんですけど、知らない方がいらっしゃるということは話は聞いております。そういうこともありますので、民生委員のほうにお願いをして、こういう制度があり

ますよということで、民生委員のほうから声がけをしていただくということもしておりますので、あとそれから毎年申請が必要なものですから、申請し忘れとかする方もいらっしゃいます。そういう場合は、学校から声がけをいただいているという状況です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） 柴田町人口ビジョン、24ページを見ますと、1人当たり町民所得の推移の推移というのが載っています。これは2001年から2012年までなんですが、じりじりと下がっているんですね。24年度でちょっと上がったんですが、25年以降のことはわかりませんが、1人当たりの所得が下がっているということは、高齢化が進んでいるということもあると思うんですけれども、若い世帯の生活が困難になっている部分もあるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 所得が落ちているということですが、ひとり親家庭、学校の現場においても、ひとり親家庭の方、準要保護家庭の中で結構な人数がおります。そういうことで、働き方ということで、いろいろあるかとは思いますが、全体的に下がってきている、何ですかね、両極化しているのかなど、苦しい方は苦しい、収入が下がっていったということ、そういうふうには捉えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） 収入は下がっているということですが、給食費の値動きは下がるということはあるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 給食費の単価なんですが、21年度に改正してから、ことし29年度まで単価の改正はしておりませんので、給食費が上がるという、給食費はずっと変わらない状況になっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） 今一番大変な年代というのは、20代から40代だと言われているんですね。つい先日もNHKの子どもの貧困という番組がありましたけれども、それを見ていると、25年くらい前には高齢者の貧困が目立った、ほとんどが高齢者でした。ところが、現在では逆転してきていまして、高齢者の貧困もちろんあるんですけれども、それよりも若い世代の貧困率がもっと上がってきているということですが、やっぱり20代から40代は子どもにお金がかかる年代ですので、少しでも町の支援があれば、子育てしやすい環境をつくれるんじゃないかと

思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 給食費以外でも先ほど議員がご指摘あったように、子ども医療の無料化とか、あとは例えば幼稚園に通っている方、就園奨励費、第3子以降の方の無料化とか、第2子以降も助成額の拡大ということで国のほうにおいても、少子化ということで子どもがいる家庭に対しての助成ということをやってきております。町のほうもそういうことではきておりますので、給食費においてもやはりそういう生活が厳しい方、一律に教育委員会としては該当する、該当しないということではなく、所得とかそういうもので判断はしておりません。やはり民生委員等からの相談等があって、そういう方の申請も受け、内容を確認し、一律に判断ではなく、そういう判断をして支援をしている状況です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） 大田原市では、24年から給食費を無料にしているんですね。毎年、保護者からアンケートをとっているんですけども、去年のアンケートの回答を見てみますと、給食費に充てていたお金をどういうところに使っているかとの問いに対して、習い事や部活動、食費等生活費、学用品、またあとは貯蓄というのがありました。まとめとして、習い事や部活動、学用品等を合わせて5割以上を占めていると。子どもたちが教育を受ける機会を増加させたということが出来る。また、将来の進学のために貯蓄に回しているということもありまして、それぞれの家庭で子どもたちのために使っているということがわかるとあります。

また、子どもに給食費は税金であることを教えているかという問いに対して、教えているというのが3,971人中2,234人、教えていないが3,971人中505人、これから教えたいという人が3,971人中1,203人ということで、子どもに対して給食費が無料であることを教えている、または教えたいと考えている保護者が8割以上です。これは子どもたちの納税意識を高めるのに役に立っているのではないかなと思います。将来の子どもたちがどういう社会人になるか、そういうことを考えていますと、町や国が自分たちの将来のために、自分たちの生活のために支援してくれているということは、とても子どもの教育にとってすごくいいことだとは思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 大田原市の例ですが、大田原市は、年間3億円ということで、それが無料化に伴って必要になった経費3億円ということで、それを行革等で新たな財源ということではなく、ほかの歳出を削って捻出したという市であることは把握しておりますが、子ど

もの教育という部分からすると、いろんな考え方があるかとは思いますが、ただ、一方で子どもがいない人から見ると、そのお金を違うほうに回してもいいんじゃないかという意見もまたあるということで聞いておりますので、いろんな意味で子どもに対していい影響もあるかとは思いますが、柴田町の1億5,000万円、新たな財源がないので、そういうことからするとその辺の財政的なことをクリアしない限りは、いい影響があるというのはわかるんですが、非常に財政的なハードルをクリアするのはなかなか難しいのかなと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） 給食費のことが出たので、ちょっと給食センターのことも伺っておきたいんですが、この4年間の情報が私にはほとんど入っておりませんので、4年前までのことしかわからないんですけども、毎年のようにボイラーの故障とか、鍋を買いかえるとかということがありましたけれども、現在はどのような状況なんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 給食センター、建てかえに関しては今後検討するというところで、現実的に給食がとまってはだめな状況ですので、中の調理機器等に関しては、計画的に更新をするということで平成26年から調理機器とか、あと食器とか、そういうものをリース契約で7年リースということで、更新を図っております。

○議長（高橋たい子君） できるだけ通告の範囲での質問をしていただきたいと思います。再質問ございますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） なぜ聞いたかといいますと、新しい給食センターができて、経費が削減できるということはないのかなということがちょっと気になったので、聞いてみました。

○議長（高橋たい子君） 今のことに対する答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 新しく給食センターを建てるとなると、昨日町長のほうも13億円くらいが必要だろうという想定しております。ですので、新しい給食センターが建てば軽減されるかというと、保護者からいただいている給食費はあくまでも賄い材料ということで、施設が新しくても今の状況でも、この金額は変わりませんので、学校給食費が軽減されるということはないかと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） 給食費を全面的に無料にするということは、多額のお金がかかるということは私も重々わかっているんですけども、ただこれからの人口減少を考えますと、子育て支援にお金をかけていかないともうどうにもならないところに来ているんじゃないかと思うん

ですね。

高齢者にかかるお金の8分の1が子育て支援ということなので、高齢者にも必要などころにはお金はかけていかなければならないんですけども、子育て支援にもう少し力を入れていただきたいというのが私の今回の質問の中心になっているところです。

町長にちょっとお伺いしたいと思いますが、先日5月28日の消防訓練のときの最後の講評で、消防団の方に仙南で一番の消防団になってほしいというお言葉がありました。私は、子育て支援についても仙南で一番になっていただきたいなと思います。七ヶ宿町に先を越されてしまいましたけれども、県内では大郷町も5分の1の補助をしています。全額とは言わないまでも、第2子か第3子以降、または2分の1、3分の1の支援を子どもたちのためにしていただけないかと、最後の質問です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 全て財源が豊かにあって、町長の自由になる裁量権があれば、そういう方向性も可能かというふうに思いますが、今この給食の無料化は人口減少対策ということに重きが置かれて、各地区でやられているというふうに思っておりますが、人口減少対策、もちろん無償化やらないよりは、やったほうがいいんですが、それで人口が回復したという実績は余りないのではないかとこのように思っております。

もう一つは、柴田町でも七ヶ宿町のように、高校生までも医療費を無料にして、給食も無料にしてという方向性を考えるというふうにお話ししたら、やめてほしいと言われました。人口が柴田町に集中してしまうということですので、人口減少対策というのはそういう問題も抱えているというふうに思っております。

子育て支援の関係から言えば、やっぱり経済的な軽減策は、国がやらなければならないというふうに思っております。国のほうでは名前が変わりましたが、子ども手当というんですか、今ちょっとわかりませんでしたけれども、支給をしてある程度これまでと違った対策をとっております。県や町では医療費の無料化ということで、柴田町もやっことしから中学校までということですので、ほかの自治体では高校までということになっておりますので、こちらにも経済的な支援策も考えなければならないということですので。

子育て支援の全額というのは難しいと、1億5,000万円あれば5億円の学校整備が実はできるわけですね、3割補助をいただけますので。そうすれば当然学校整備にやっぱり柴田町としては力を入れて、子どもの教育環境を改善することで柴田町に住みたいという人をふやすという方法も考えていきたいというふうに思っています。

給食につきましては、恐らくサービス合戦に今後なるというふうに私も予想しております。柴田町先端を切りたいという思いは実はありますが、何せ1億5,000万円ということですね、半額補助でも7,500万円、なかなか先頭を切るには難しいというふうに思っております。第3子ということに限定すれば、どのように給食費が軽減されるのか、ちょっと試算はさせていただきたいというふうに思っております。やるとしても、第3子とか第2子とか、そして最後に無料化と段階的にやらないと柴田町としての財源はなかなか厳しいものがあるかなというふうに思っております。まずは、第3子でもし給食費を無料にしたら、どのぐらいなのかだけは試算をさせていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。

○12番（森 淑子君） ありません。

○議長（高橋たい子君） それでは、先ほどの答弁保留となっております給食費の滞納率について、教育総務課長のほうから答弁願います。

○教育総務課長（森 浩君） 失礼しました。先ほど収納率ということで、27年度が99.5%でした。ことし28年度は99.6%ということで、滞納者の方の割合は0.43%ということになっております。

○議長（高橋たい子君） これにて、12番森淑子さんの一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

午後1時から再開いたします。

午前11時49分 休 憩

---

午後 1時00分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

1番森裕樹君、質問席において質問してください。

〔1番 森 裕樹君 登壇〕

○1番（森 裕樹君） 1番森裕樹です。大綱1問、質問させていただきます。

柴田町における放課後等デイサービスについて。

放課後等デイサービスとは、平成24年4月に児童福祉法に位置づけられた福祉サービスで、障害のあるお子さんや発達に特性のある6歳から18歳までの就学年齢のお子さんが通うことができ、児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画に基づいて、自立支援と日常生活の充



実のための活動などを行うサービスです。

厚生労働省の放課後等デイサービスのガイドラインによりますと、

#### 子どもの最善の利益の保障

放課後等デイサービスは、児童福祉法第6条の2の2第4項の規定に基づき、学校（幼稚園及び大学を除く。以下同じ）に就学している障がい児に授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することとされている。放課後等デイサービスは、支援を必要とする障害のある子どもに対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るものである。

#### 共生社会の実現に向けた後方支援

放課後等デイサービスの提供に当たっては、子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を進めるため、ほかの子どもも含めた集団の中での育ちをできるだけ保障する視点が求められるものであり、放課後等デイサービス事業所においては、放課後児童クラブや児童館等の一般的な子育て支援施策を、専門的な知識・経験に基づきバックアップする後方支援としての位置づけも踏まえつつ、必要に応じて放課後児童クラブ等との連携を図りながら、適切な事業運営を行うことが求められる。さらに、一般的な子育て支援施策を利用している障害のある子どもに対して、保育所等訪問支援を積極的に実施する等、地域の障がい児支援の専門機関としてふさわしい事業展開が期待されている。

#### 保護者支援

放課後等デイサービスは、保護者が障害のある子どもを育てることを社会的に支援する側面もあるが、より具体的には、

①子育ての悩み等に対する相談を行うこと

②家庭内での養育等についてのペアレント・トレーニング等活用しながら、子どもの育ちを支える力をつけられるよう支援すること

③保護者の時間を保障するために、ケアを一時的に代行する支援を行うこと

により、保護者の支援を図るものであり、これらの支援によって、保護者が子どもに向き合うゆとりと自信を回復することも、子どもの発達に好ましい影響を及ぼすものと期待されるとあります。

要約して言いますと、支援を必要とする障害のある子どもに対して、学校や家庭とは異なる時間や体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最

善の利益の保障と健全な育成を図るというものです。また、保護者に対しては、子育ての悩み等に対する相談支援や、保護者の時間を保障するためにケアを一時的に代行することにより、保護者が子どもに向き合うゆとりと自信を回復することが子どもの発達に好ましい影響を及ぼすものと期待されております。

そして、厚生労働省発表の統計によりますと、制度がスタートした平成24年4月の利用者数は、5万1,678人でしたが、最新の平成29年1月の統計によると、14万6,025人であり、約5年間で9万4,347人増と、利用者数は約2.8倍にふえています。また、宮城県の利用者数も、平成26年3月現在では1,673人でしたが、平成29年1月時点では2,435人となっており、3年間で約1.4倍に利用者がふえています。このような施設やサービスは、障がい児そしてその保護者にとってなくてはならないものとなっています。

そこで、利用者及び事業者の現状や将来について、町としての対応や考え方を伺います。

#### 1) 事業所について

①このようなサービスを行っている市町村が全国的にふえている現状ですが、柴田町には放課後等デイサービスを行っている施設は何カ所あるでしょうか。

②その事業所の定員数は。

③放課後や休日に利用する形となりますが、事業所までの来所方法や帰宅方法はどのようになっていますか。

④指導内容はどのようなものですか。

⑤指導員の資格は平成29年度より改正となり、人的配置が困難になって閉鎖したという話も聞きました。町内外にかかわらず、町民が利用している事業所で、改正により人的配置が困難となり閉鎖した、または休止になっている事業所はありますか。

⑥事業所に対して免税や減税、助成金や補助金等がありますか。

#### 2) 利用者の現状について

①事業所を利用する場合、必要な手続は。

②小学生、中学生、高校生の利用者数は。

③利用者の推移は。

④開所、閉所の時間は。

⑤土曜日、日曜日、長期休暇の際の利用はどのようになっていますか。

⑥1カ月当たりの利用回数の上限はありますか。

⑦定員オーバーで利用できない場合はありますか。

⑧利用額への自己負担や公費負担はどうなっていますか。

3) 交流の場について

町と障害を持った方や保護者、そして、町と事業者、さらには、町と障害を持った方や保護者と事業者との話し合いの場や交流の場はありますか。

以上となります。よろしくお願いたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 森裕樹議員、大綱1点目、柴田町における放課後等デイサービスについて、数多くございますが、お答えをしてみたいです。

1点目事業所関係でございます。6点ほどございました。1点目から6点目までの指導内容につきましては、関連しますので一括で答弁をさせていただきます。

平成29年4月1日現在、町内には株式会社が経営する放課後等デイサービス事業所が1カ所あります。定員は1日10人となっており、車で片道15分の距離の範囲内で自宅から事業所間の送迎を職員が行っております。事業所では個別指導計画に基づき、学校の宿題を中心とした学習指導や、保護者からの要望も踏まえながら、指先の訓練や時計の見方など、障害の程度に合わせた課題を作成して、子どもたちの指導と支援を行っております。

5点目、法改正により人的配置が困難で廃止した事業所は、についてですが、法改正により廃止した事業所は町内、町外ともにありません。人員や運営等に関する基準について、これまで指導員は特に資格を必要としませんでした。法改正後には、社会福祉士などの有資格者または福祉事業に2年以上従事した経験者とする児童指導員を配置することに改められました。人員配置は、経過措置により平成28年度までに県の指定を受けている事業所であれば、人員に関する基準の適用は平成30年4月1日からとなります。現在資格がなくても、経過措置の間に2年以上の経験を積み、児童指導員としての基準を満たすことになります。

6点目、法人町民税等の減免に当たっては、地方税法、柴田町町税条例に基づき減免措置に該当する場合は、申請手続きをしていただくことになります。柴田町では現在、放課後等デイサービス事業者に対する補助金や助成金の制度はありませんが、社会福祉法人等が行う障害福祉サービス事業所等の施設整備に要する経費の補助金が利用できる場合もあります。

大きな2点目、利用者の状況でございます。8点ほどございました。随時お答えをしてみたいです。

放課後等デイサービス事業の利用の流れですが、まず保護者の方に福祉課で利用申請をして

いただきます。次に、保護者の方とお子さんは、町内外を問わず利用したい施設を見学し、利用相談後に、障害児支援利用計画案を作成してもらいます。作成された計画案を福祉課に提出していただき、それをもとに町は利用日数など調整して支給決定と受給者証を交付します。保護者の方は、交付された受給者証を持ってデイサービス事業所と契約し、利用していただくこととなります。町が利用申請を受理してから、受給者証を交付するまでに要する期間は、1週間から1カ月程度となっております。

2点目、人数でございますが、平成29年4月末現在、町内の事業所に登録している柴田町在住の利用者は小学生16人、中学生4人、計20人となっております。また、町外の事業者に登録している柴田町の利用者は小学生3人、中学生4人、高校生7人の計14人となっております。

利用者の推移についてですが、放課後等デイサービス制度が創設された平成24年度末では、受給者数は11人でしたが、平成28年度末では34人と年々増加しております。

次、開所・閉所時間ですが、町内の事業所につきましては、平日は放課後から夕方6時まで、土曜日や長期休暇期間については、朝の9時から夕方6時までになります。

土曜、日曜、長期休暇の際の利用ですが、町内の事業所につきましては、日曜日は開所しておりません。土曜日や長期休暇の際は、子どもたちは午前中は野外活動となり、主に角田市や亘理町の公園で集団遊びをして過ごしております。午後からは、創作活動となり、小麦粉粘土やフィンガーペイントなどをして過ごしております。利用者は平日に比べると少ない傾向にあります。

6点目、利用回数の上限ですが、児童福祉法では、市町村は支給決定を行おうとする者の勘案すべき事項を踏まえて、適切な一月当たりの必要日数を定めることとされ、原則として各月の日数から8日を控除した日数が上限となります。柴田町では、保護者の利便性を考慮し、一月当たり23日間のサービスの支給決定をしております。

定員オーバーで利用できない場合があるのではということですが、利用する月の前月に、事業所と保護者間での利用日の調整が行われますので、基本的には利用できない状況とはなりません。また、定員が1日10人とされておりますが、緊急の場合には臨時職員を配置するなどして、十二、三人ぐらいまでは対応しております。

次、利用額への自己負担、公費負担ですが、児童福祉法施行令第24条に、給付決定された保護者の家計の負担能力に応じて、応能割による負担上限月額が定められております。生活保護受給世帯や町民税非課税世帯はゼロ円、町民税課税所得割額が28万円未満の世帯で月額4,600円、それ以外の世帯では3万7,200円となります。町は、月ごとに自己負担額を除いた金額を

給付費として事業所に支払います。平成29年3月の利用実績を例にしますと、利用者1人につき、月平均11日の利用に対して、総給付費が10万9,510円となります。一般的な月額負担上限額4,600円を差し引いた10万4,910円が町からの給付費となります。この給付費を国、県、町で負担することになります。

大きな3点目、柴田交流の場でございますが、柴田町では当事者の会、家族の会、支援者の会など、さまざまな障がい者団体が活動しております。各種会合の席に福祉課担当職員などが参加し、利用者の声に耳を傾けております。また、年に1度福祉課において、柴田町内の障がい者関係団体情報交換会を実施し、情報共有に努めております。このほか、障がい者への支援体制の整備を図るため、仙南2市7町と関係機関等により構成される仙南地域自立支援協議会を通じて、共通の課題等について協議し、支援体制の強化を図っておるところでございます。

○議長（高橋たい子君） 森裕樹君、再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） ご答弁ありがとうございます。

一番最初に質問させていただきました事業所についてだったんですが、1施設あるということなんですが、株式会社ということですが、私の勝手な想像なのかもわかりませんが、株式会社、企業であれば例えば利益が出てこないとか、また経営が厳しくなれば事業から手を引いてしまったり、仮に施設がなくなってしまうりした場合なんですけれども、そういった場合にもしなった場合は、町としてはどういうふうに対応していくつもりでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 事業から手を引くというふうな形で閉鎖という形になるかと思いますが、まずその前に利用者がおりますので、企業のほうがまずご相談に来るかと思います。一般的にですね。現在利用している児童の受け入れ先の今度検討をして、受け入れ先を町と協議しながら決めていくという形にはなろうかと思えます。会社の事情でどうしても閉鎖がやむを得なしといった場合においては、そのような形で継続したサービスができるようにしていきたいと思っております。また、ただ、今町内に1カ所しかありませんので、現段階としては受け入れ先が現在ないということになりますと、放課後に障がい児を受け入れられるのは放課後児童クラブがありますので、そちらとの協議を進めながら対応していくという形になろうかと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） ありがとうございます。ということは、今の現状で例えば相談しながら、利用者がもうどこにも行けないというふうな状況になるということは考えにくいというふうに

とってよろしいでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 町内には1カ所しかありませんが、周辺市町村に放課後等デイサービス事業をやっている事業所が複数ありますので、そちらのほうにまず受け入れが可能だと思います。また、先ほど言ったように放課後児童クラブのほうでも気になる子どもや障がい児童を預かっておりますので、そちらのほうの受け入れもできるかというふうに考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） ありがとうございます。先ほどの質問の2番でさせていただきました通常見ている子どもたちの人数が大体10名くらいを常に見ているというふうな状況なんですけれども、登録をされている方、何名くらいおりますでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） データ的なお話になります。町内の事業所1カ所という形でお聞きしたんですが、現在町内の事業所に登録している人数については、28名が登録しております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） ありがとうございます。ということは、28名登録している中で10名見るという、今回柴田町1つしかない事業所で28名登録していますけれども、1回で指導できるのが10名というふうなことだと思うんですが、この10名を今何名で見ている状態でしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 現在町内の事業所のほうでは、正職員、管理指導者を含めまして5人、あと臨時の職員が2人、あとそれからアルバイトの方が2人という形で合計9人で見ている状況です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） ありがとうございます。この状況で10名を見ているという形になるんだと思うんですけれども、実際放課後、学校が終わった後ここを利用するに当たって、先ほどの施設に来るための送迎の話にちょっと移らせていただきたいんですけれども、全員この会社の方が車を運転して送迎していると、利用する人を全員送迎して利用しているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 送迎のほうについては、支援学校に行っているお子さんもおりますので、全員というわけではありません。一応町内の学校放課後で自宅に戻ってから自宅にお迎えする方と、あと支援学校から直接来る方というのが、その事業所の前までですね、来る方が

おりますので、全員というわけではございません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） ありがとうございます。この施設送迎についてだったんですけども、現状普通車とかワゴン車とかいろいろあるかとは思いますが、その車の運転をする方というのは、何か特殊な免許とかいるんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 特に二種免許が必要だとか、そういうことはありません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） ありがとうございます。先ほどのお話をちょっと変えさせていただきたいんですけども、先ほど指導内容のほうだったんですけども、学校の宿題を中心にするというふうにお答えいただいて、時計の見方から、障害を持った子たちのレベルに合わせた指導というものを行っているということなんですが、これは内容的には町は把握しておくべきなのかどうか、個人に合った教育なのかどうかというのを基準として考えるのは、誰がするんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 個別支援計画というものになりますが、これについては事業所のほうの児童発達支援管理責任者と親御さんが話し合った結果、その子に合った個別支援計画を立てるという形になっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） ありがとうございます。先ほど免税や減税というお話をちょっとさせていただいたんですけども、今回柴田町にあります事業者は株式会社ということで、社会福祉法人ではないわけなんですけど、そういった場合は、申請のあり方、適用になるかどうかといったところも踏まえてなんだろうけれども、今のところ町とすれば事業者に対しては、補助金等免税、減税というのはないという状況で間違いありませんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） まず税金のほうについては、当事業所のほうが固定資産を持っていませんので、一般的な法人町民税は課税されると、株式会社ですので、なります。これが社会福祉法人であれば、法人町民税はかかりませんので、非課税という団体になります。

それからあと、固定資産については、今回の事業所については、借りておりますので、特に固定資産を持っていないので、課税対象ではない。社会福祉法人であれば、固定資産税自体が

非課税扱いになりますので、固定資産税はかからないという形になります。

あと、補助金、助成金なんですけれども、あくまで事業所を開設するに当たる施設整備費という形で、店を改装するとか、その事業所のために必要な改装をする分についての補助金は県の補助金としてあるという形ですが、その補助金を受ける法人は、あくまで社会福祉法人とかNPO法人というふうな形で、株式会社への施設整備の補助金はないという形のものになります。

それからあと、普通に言われている運営費、毎年の運営費については、町のほうとしてこの事業を福祉課のほうから給付費という形で出しておりますので、その給付費の中でやりくりをしていただくということで、給付費以外のお金を助成金とか補助金ということで出していることはないという形になります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） ということは、先ほど一番最初にお聞きしました経営が厳しくなった場合というのは、やっぱり撤退するという可能性が強いのかなと。実際、今利用者のほうがふえていっている状況ですから、なかなか考えにくいのかもわかりませんが、うまみというところとちょっと言葉は悪いんですけども、利益がなければもちろん営利団体なわけですから、やらざるというか、もうけなければやる必要がないというふうな形の感覚で仕事をされている部分もあるかとは思うんですね。もちろん柴田町に住んでいる、住んでいないにかかわらず、柴田町にある事業者、放課後等デイサービスを利用している方々にとったら、その基準だけでそこに通っているというか、お世話になるという部分ではちょっと不安じゃないのかなと。町のほうで利用者には補助的な税金を使って、利用するということを認めているということもあるんですが、ちょっと事業者側とすれば実際、例えばの例なんですけれども、送迎で使う自動車の免税であったりとか、全額とは言わないんですけども、そういった部分で町のほうからも、てこ入れをしようというような考えはございませんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 最初に自動車のというふうなことで、回答させていただきますと、今回この給付費、放課後等デイサービスを利用した場合に送迎費加算というのがついてございます。こちらのほうは1回送迎すると54点、1日利用するとお迎えと送っていくのがありますから、2回、そうすると108点になります。それを1点単価10円で掛けますと1日当たり1,080円の送迎加算がつくようになります。ということは、満床で10人の方を送迎していくと、月当たり送迎費というのが大きく出るわけです。そうすると、車を維持している部分については十



分それで賄える金額になっているはずですが。

ですから、そういったところについては、送迎にかかる経費がかかるのでとか、そういったところについてはちょっと成り立たないのかなと思います。それから、運営費については特に放課後等デイサービスについては、一般の障害施設のサービス給付費より高いです。例えば単純に申しますと、この事業所が10人を月26日営業した場合、年間長期休業日、土曜日をやった場合に約3,000万円を超える収入になります。これについては介護施設のフルタイムやっているとところよりも、収入が上がることになります。なおかつ、人的配置は介護保険のほうが厳しいので資格者も必要としません。それからすれば、こちらのほうは児童数が10人ですから、5対1の体制でいいんですね。先ほど職員が10名ぐらいいる、9名という形でお話ししましたが、実際上法的には10名ですから、交換職員を考えなければ2人でいいわけですね、当日。そうすると、実際に雇用する人数はもっと少なくてもいいという形になりますので、それからすればこの事業について、利益が上がらないから撤退するというふうなことは、他の事業に足を引っ張られている事業所が撤退する可能性がありますけれども、単純にこの放課後等デイサービスだけをもって、赤字だから手を引くということはないものと考えているところです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） ありがとうございます。次の2)の利用者の援助のほうの質問に移らせていただきます。先ほど開所して閉所の時間をお聞きしましたが、平日は放課後、学校が終わった後18時までというふうになっておりますが、ちょっと聞くところによりますと、利用時間が18時までという、一般的に預けている親御さん、保護者の方々というのはまあまあ仕事をしている方々がメインになってくるのかなと。といったときにはもちろん18時までというふうになっていて、仕事が終わるのが遅くなった場合など、18時まで自宅に帰れないことがあったり、そういった部分で送迎をしたときに自宅についたときに、まだあいていないと、誰もいないと、そういったこともあるということも聞いた話ではあるんですが、親御さんが帰ってくるまでの時間とか、一時的に児童クラブ等で受け入れるようなことはできないでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） まず、一般的なところで6時までには必ず家に送り届けるという形ではなくて、事前に親御さんがちょっとおくれますといったところについては、その辺は事業所のほうで臨機応変に30分くらいの延長の中で動いていただいているというのもありますし、実際の実情のほうはちょっと中身を聞いたんですが、7時になってもいる家庭もあるということも聞いております。ですから、どうしても障がい児童なので、情緒が不安定だったりするこ

とがあるということもありますので、そういったところは事業所のほうにうまくお任せしているのが実態でございます。放課後児童クラブのほうが町内のほうの放課後児童クラブ7時まで、現在やっているわけですから、そちらのほうに今度逆に放課後等デイサービスのほうが終わって、放課後児童クラブのほうにというふうなことも考えられますけれども、実情としてそれができるかどうかというのはなかなか難しい問題なんだろうと思うんです。

実際に今、放課後児童クラブから、放課後等デイサービスのほうを利用しているのは、町内で3人しかいません。併用して使っている方です。ですから、使っているところに対しては受け入れなんかは今後協議していけば、できないこともないかとは思いますが、それ自体も難しいものと考えますし、着いてすぐお迎えに来るということで、10分、15分足らずの時間ということになりますので、そういったところについてはやはり企業側のほうに努力していただくほうが子どものためにもいいものだというふうには考えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） といいますと、今のお答えですと、企業が預かっている子どもたちはちょっと責任を持って親御さん、保護者の方が帰ってくるまで見ていただくのがベストということでしょうか。併用しているという親御さんもいるということなんですが、実際それはどういうふうな形で併用しておるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 大体が日数です。曜日ごとに決めてあるのがほとんどで、例えば放課後児童クラブについては月水金で行って、火木については放課後等デイサービスのほうを利用するといった形態になっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） ありがとうございます。そういった形の場合も申請というのは同じような形になるのでしょうか。申請といいますか、ダブって行っても問題はないということで。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 利用については、全てそういった形で併用して利用することについては問題はないです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） 先ほどのお話の中で、柴田町では23日間見るというふうなものが大前提となっていると。ほぼほぼ8日間を差し引いて23日間見ると。緊急の場合は事業所のほうで対応していただいているという状況なんですが、対応ができなかった場合は今までありますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 緊急の場合で対応ができなかったということはないとは思いますが、一応この8日間というところを引いている基準については、平日あたりでも障がい児童であっても、ちゃんと親御さんがお休みのときは、しっかり子どもと接してくださいというふうなところの目線での日数を引いているということになりますので、そういったところで親御さんのほうにお願いしたいというふうな日数になっているものでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） ありがとうございます。ちょっと先ほど最後の3)のほうの質問に移らせていただきたいと思いますけれども、いろんな形で意見交換等なされているようですが、具体的に障がい者の保護者の声、事業者の声、どういった声上がっていますでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 声が上がっていると言いますと、障害の趣旨、当事者、それから支援者の方、そういった形でいろんなケースが上がっておりますので、一口にというふうなところの部分ではなかなかお答えするのが難しいかと思えます。

ただ、法的制度に基づいてこの障がい児のほうのサービスが、措置から自立支援という形で、現在、総合支援法という形に切りかわってきて、要するに障がい者が選択の自由になったということについては、かなり障がい者の方々も評価しているという形のものがあります。ただ、それに伴い負担ということですね、自己負担についてが発生する部分がどうしても先ほど言ったように応能割というふうな形でありますので、その負担については負担額が少額であっても、収入額がどうしても障がい者の方ですと少ないということがありますので、その負担をもっと軽減できないかという声は中には出てくることもあります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） 私の調査というか、聞いた話なんですけど、実際この利用者、障害を持ったお子さん、保護者のほうで先ほど町長の答弁からもありましたが、長期休暇のときに午前中は遊びの教育というか、角田市、山下のほうに連れて行って運動させたりということがあるようなんですけど、なぜこれ柴田町では運動するところというか、わざわざ町外に連れていかなければならないのかなというふうに思うんですけど、柴田町にはそういった公園はないんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） やっぱりちょっとこのところは難しいことかなと思うんですけど、広

さ、安全性です。それから避難する場所だと思うんです。例えば亘理町のほうの図書館、駅のほうの立派なところ、周りが公園にもなっていてとかというふうなところもありますし、角田市の公園なんかもそういったところがあります。そういったところからすると、柴田町の場合、そういうふう大きく、10人ぐらい連れていってもほかの子どもにも迷惑かからないという条件もありますので、そういったところでは、なかなかうちのほうの都市計画公園の中で遊んでいただくというのが難しいのかなというふうに考えるときは時たまあります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） 現状で柴田町にそういった公園、そういったトイレがあるとか、例えば障害を持っていても水遊びができるとか、そういった公園とか、トイレの中でもいわば赤ちゃんのおむつを交換するのではなく、障害を持った体が大きい子のおむつを交換できるトイレがついている場所というのは今ありますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 水遊びができる場所、それから大きなお子さんのおむつとか交換できる場所を備えた公園はございません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） この先それはつくる予定とか、つくる気は町とすればありますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 森議員からそういうご提案もいただいていますので、検討していくことはやぶさかではないと考えています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） ありがとうございます。もちろん船岡支援学校もここにはありますし、障がい者にとってきちんと生活しやすい、そして過ごしやすい、平等に生きるということができてほしいというふうに私も願っておりますので、ぜひご検討のほうをよろしく願い申し上げます。

最後になりますが、最後要望のほうになるんですけれども、交流の場、先ほどございましたが、2002年から8回にわたりまして、アドホック委員会という会合が2006年12月13日まで国連のほうで採択されたことがございました。障害者権利条約というものです。その際、障がい者団体も同席し、発言の機会が設けられました。それは、障がい者の方々の間で使われているスローガン、「Nothing About Us Without Us」と、「私たちのことを、私たち抜きで決めないで」というふうなこともありました。ぜひ今後、いろんな障がい者の方、そして事業者、保護

者の方、そして町が意見交換をする場所があるのであれば、そのときに、そういった声にきちんと耳を傾けて、町としてできることがあればしっかりと対応をしていただきたくお願いいたします。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋たい子君） これにて、1番森裕樹君の一般質問を終結いたします。

次に、16番白内恵美子さん、質問席において質問してください。

〔16番 白内恵美子君 登壇〕

○16番（白内恵美子君） 16番白内恵美子です。4点質問いたします。

1点目、**放課後児童クラブ運営指針解説書の活用を。**

平成29年3月31日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局から、放課後児童クラブ運営指針解説書が各自治体宛てに事務連絡として発出されました。この解説書を今後どのように活用するお考えなのか伺います。

1) 平成27年3月作成の放課後児童クラブ運営指針の目的と意義は。

2) この運営指針の解説書が2年後になぜ作成されたのでしょうか。

3) 柴田町では運営指針をこの2年間で活用したのでしょうか。

4) 全国学童保育連絡協議会発行の『日本の学童はいく』2017年6月号に、運営指針解説書案作成検討委員会の座長を務めた淑徳大学教授の柏女霊峰氏の「放課後児童クラブ運営指針解説書の発出を受けて」の文章が掲載されています。ごらんになっていますか。

5) この文章の中に、「放課後児童指導員」から「放課後児童支援員」へと改称した理由の説明があります。町では指導員と支援員の違いをどのように考えていますか。

6) 同じ文章に、放課後児童クラブにおける育成支援の最大の理念は、発達段階に応じた主体的な遊びや生活を保障することとあります。この理念は、町内の放課後児童支援員や保護者、運営に携わる方々に共有されていますか。

7) 今後、柴田町では解説書をどのように活用していくお考えでしょうか。

2点目、**柴田町図書館は桜に関する資料の収集を。**

柴田町では、重点施策として「花のまち柴田」を掲げ、全国さくらサミットにも参加しています。しかし、柴田町図書館に桜に関する資料は整備されていません。20年ぐらい前から、図書館建設を願う住民が行った研修会などでの話し合いの際に、「柴田町に図書館ができれば、桜に関する本を集めたいね」「桜に関しては日本一と言われる図書館にしたい」という声も出ていました。

「桜のまち柴田」を後世に伝えていくには、桜について関心を持つ住民や桜に詳しい住民が

ふえることが大切です。柴田町図書館に桜に関するあらゆる情報を集め、町内外へ発信していくべきです。「柴田町図書館は、日本一桜の資料がそろっている図書館」と言われるよう、全国各地の写真集や図鑑、育成方法、桜によるまちづくりなどの資料が整備された図書館へ向け、次のとおり提案します。

- 1) 図書館に桜に関するあらゆる資料を収集すること。
- 2) 通常の図書館の資料費とは別に、「花のまち柴田」の観点から計画的に収集すること。
- 3) 桜の季節以外にも町内外から人が集まるよう、全国へ向け桜に関する情報を発信すること。
- 4) 柴田町は菊の栽培も盛んであり、秋には大菊花展も開催されることから、菊についても栽培方法を中心に資料を収集すること。

### 3点目、人と地域を豊かにする「生涯木育」の推進を。

日本の森林率は、先進国の中ではフィンランド、スウェーデンに次いで第3位、世界でも有数の森林大国でありながら、木のおもちゃの国内自給率は1%未満とされています。しかし、最近では赤ちゃんと木の出会いを大切にする「ウッドスタート」の取り組みが全国に少しずつ広がり、「ウッドスタート宣言」を行う自治体もふえてきました。

生涯を通じて木のぬくもりを感じながら楽しく豊かに暮らすことは、幸せな人生の実現のみならず、森林環境の保全や地域経済の活性化などにもつながります。幻冬舎エデュケーション発行の『赤ちゃんからはじめる木のある暮らし』の巻頭の言葉を紹介します。

「芽生えた種は小さな苗になり、ゆっくりと根を生やし、空に向かい幹を伸ばして、枝を広げ、葉を茂らせてやがて大きな木へと成長します。大地から水と養分を吸い上げ、太陽の光をいっぱい浴びて、まっすぐ伸びる木々のように、すくすく元気に育ってほしい。そんな願いを込めて。赤ちゃんと一緒に木のある暮らし、はじめませんか」というものです。

現在、子どもの育つ環境は、悪化の一途をたどっています。幼児のころからスマホやゲーム漬けとなり、自然に触れる機会が減り、親も子もストレスを抱えている家庭がふえている状況です。感性を育てる乳幼児期に、もっとぬくもりのある中で伸び伸びと自由に遊ばせたいと思います。山に囲まれ自然豊かな柴田町においても、「生涯木育」の推進に力を入れるべきと考え、次のとおり提案します。

- 1) 赤ちゃんが初めて触れるおもちゃが木のおもちゃとなるよう、新生児訪問時に保健師が木のおもちゃを持参しプレゼントすること。
- 2) 町内保育所や船迫こどもセンターなどの子どもの施設のおもちゃを、木のおもちゃに切

りかえていくこと。

3) 東京おもちゃ美術館が行っている「木育キャラバン」を町内で開催すること。

4) ウッドスタート宣言へ向けて準備を進めること。

4 点目、いじめの根絶を。

ことし4月に、仙台市立中学2年の男子生徒が教諭2人から体罰を受けた上、いじめ被害を訴えて自殺するという痛ましい事件が起きました。仙台市では2年7カ月の間に中学生が3人自殺しており、過去の教訓が全く生かされていないことから、学校や教育委員会に対する生徒や保護者からの信頼は地に落ちた状態です。

4月22日に義家文部科学副大臣が、仙台市教育委員会が当初いじめの存在を認めず、教諭の体罰も把握できなかったことを問題視し、市教育委員会主体の取り組みは透明性、信頼性の観点から困難であるとして、奥山市長の主導で実態解明や再発防止に取り組むよう指導しました。奥山市長は、24日に市長部局に第三者調査機関を設置することを明らかにし、他の2件の自殺も対象にするとしました。

いじめは全国の多くの学校で起きており、どこの学校でも自殺は起こり得るとの覚悟を持って自殺を防ぐ対策が必要です。柴田町で取り組んでいる「いじめ見のがしゼロ運動」の状況と、いじめに対する考え方について伺います。

1) 教育委員会では町内小中学校のいじめの把握をどのように行っていますか。

2) 今回の仙台市立中学のいじめ自殺に対する学校や教育委員会の対応をどのように考えますか。また、自殺に追い込んだ原因をどのように分析していますか。

3) 夜回り先生として有名な水谷修氏は、著書『夜回り先生 いじめを絶つ』の中で、「ある児童・生徒が他の児童・生徒に対して、暴力を振るう、金品を要求する、「死ね」とか「学校に来るな」と脅す。これらは立派な人権侵害に当たります」と書いています。町内の小中学校では、「いじめは人権侵害である」との教育をしていますか。

4) また、同書には「学校によるいじめの事実の隠蔽は、その学校の子どもたちの心をさらに傷つけ、教員や大人に対する信頼を損なう大変な犯罪であり、隠蔽した教員や管理職はもちろんのこと、教育委員会幹部がその事実を知っていたならみずから辞任すべき」とも書かれています。どのように考えますか。

5) 元文部科学省いじめ問題アドバイザーの小森美登里氏は、著書『いじめのない教室をつくろう』に、いじめられていても親に相談できない子どもの思いを書いています。「惨めな姿を親に見せられない」「我が子がいじめられているなんて親がかわいそう」「自分が一番安心

できるところは、そのまま残しておきたかった。家庭の中にこの問題を持ち込みたくなかった」などです。親子の関係がよいからこそ、両親が大好きだからこそ、言えない場合もあることから、いじめへの対応は家庭に求めずに、学校が全責任を負うべきなのではないでしょうか。

6) 今後、「いじめ見のがしゼロ運動」を、町内でどのように展開していくお考えでしょうか。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。1問目から3問目まで町長。4問目、教育長。最初に町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 白内恵美子議員の大綱4問のうち、1問から3問までお答えします。

まず、第1問目、放課後児童クラブの運営指針関係でございます。7点ほどございました。

放課後児童クラブは、歴史的には昭和30年代から保護者等の自主運営や市町村の単独補助による事業として全国的に広がりました。その後、平成10年度の児童福祉法改正によって、放課後児童クラブは放課後児童健全育成事業として法定化されました。

平成19年10月には、放課後児童クラブガイドラインが出され、平成26年7月には、厚生労働省と文部科学省共同による放課後子ども総合プランが策定され、放課後児童クラブの量的拡充とともに、質の向上を図るため、設備や運営について市町村の条例で基準を定めることが児童福祉法に規定されました。その国の基準が放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準で、平成27年度から施行されました。

その際、平成19年度に出された放課後児童クラブガイドラインが見直され、新たに放課後児童クラブ運営指針として、平成27年3月に厚生労働省雇用均等・児童家庭局名で通知がなされました。この放課後児童クラブ運営指針の目的と意義は次の4点にまとめられております。

1点目は、さまざまな事業主体で運営されている放課後児童クラブで働く職員、放課後児童支援員・補助員、一人一人がこの運営指針に規定されている内容等を踏まえた支援を行えるよう、そのアイデンティティーを明文化し、共有化を図ったこと。

2点目、この運営指針を研修等と連動されることにより、職員の資質の向上に資するものとする。

3点目は、全国の放課後児童クラブ運営における育成支援の内容や職員体制、開所時間や日数、環境整備などといった運営方法の平準化を目指したこと。

4点目、放課後児童クラブの支援に関する社会に対しての説明責任を果たすこと。



以上の4点とされ、この運営指針は、放課後児童クラブを望ましい方向に導いていくための全国的な標準仕様としての性格を有し、放課後児童支援員が放課後児童クラブが果たす役割や機能を再認識し、子どもとどのような視点でかかわることが求められるかという共通の認識を持つために策定されたものと理解しております。

2点目、放課後児童クラブ運営指針解説書は、平成29年3月31日付で厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課少子化総合対策室から送付されました。この解説書の発行に当たって、厚生労働省少子化総合対策室によれば、放課後児童クラブ運営指針の内容が、広く都道府県や市町村担当者や事業者及び実践者に浸透し、その趣旨が正確に理解されるように、また、運営指針の基本的な考え方を踏まえた上で、一定水準以上の質の確保を図るために、解説書を作成したと書かれておりました。また、本解説書の活用については、放課後児童支援員と放課後児童クラブにかかわる全ての人々に活用され、研修会等の資料としても積極的に活用してほしいとも書いておりました。

3点目、柴田町では運営指針をこの2年間で活用したでしょうかということですが、基本的に本町においては、平成27年3月に示された放課後児童クラブ運営指針に基づき、育成支援と運営に努めております。その具体例として、平成28年度1年間にわたり、保育所長や児童館長等の全ての児童福祉施設の施設長が勉強会を重ね、平成29年3月に柴田町の保育の質ガイドラインを作成しました。これは、平成27年度からスタートした子ども・子育て支援新制度により、より一層の保育の質の向上と施設環境の充実が求められることから、柴田町の児童福祉施設全体の基本目標や理念などを定めたものです。

保育所や児童館、放課後児童クラブ等における保育内容や職員として持つべき資質、保育環境、安全管理などを大きく保育士と放課後児童支援員の2つに分けて示しています。放課後児童クラブの運営については、国の放課後児童クラブ運営指針を参考にして策定しています。現在、保育所、児童館等の児童福祉施設では、この柴田町の保育の質ガイドラインを全ての職員が持ち、職員一人一人が共通の認識を持って、質を高めることを意識しながら子どもたちと日々接しております。

4点目、ごらんになったかということでございますが、一般の書店では取り扱っていない月刊誌でしたので、出版社の全国学童保育連絡協議会に直接問い合わせ、ご質問の記事を取り寄せて読んでおります。

5点目、平成19年度に出された放課後児童クラブガイドラインでは、放課後児童指導員と呼称されておりましたが、平成27年施行の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

の策定により、放課後児童支援員と改称されました。放課後児童支援員となるためには、平成27年度から県が実施する資格認定研修の受講が必要となっております。現在、放課後児童クラブには、その資格認定研修を修了した児童厚生員が運営に当たっております。今後も、職員、保育士・児童厚生員を資格認定研修に派遣し、放課後児童支援員有資格者の増員を図ってまいります。

町としても、子どもの自主性・社会性及び創造性の向上を図ることを目的とした育成支援が求められる放課後児童クラブにつきましては、まさに指導ではなくて、専門的な知識や経験に基づきバックアップする支援とするのがふさわしいと考えております。

6点目、3点目のご質問の際に触れました柴田町保育の質ガイドラインでは、放課後児童クラブ運営指針の理念を取り入れ、次のようにうたっております。

子どもの成長を的確に捉え、子どもの心情に十分配慮しながら、子どもにふさわしい生活時間や生活リズムをつくれるよう援助し、子ども自身が多くの人から大切な存在として受けとめていると感じ、自己を十分に発揮し、自信を持って安心して生活ができる環境を提供することが大切であること。子ども一人一人の個性や特性について日常的に理解を深め、年齢に応じたコミュニケーション方法を工夫しながら、子どもの権利を保障することとしております。

現場の職員たちは、その理念を大切に、子どもたちを支援しているものと思っております。また、職員たちは、子どもたちに保護者支援や、地域の子育て家庭に対する支援を行うことも重要であると考えております。専門職として子どもたちとのかかわり方や子どもの成長・発達について、具体的な助言をしたり、行動見本を見せるべく、日々の学童保育に取り組んでおりますので、保護者等ともその理念を共有しているものと考えております。

7点目、放課後児童クラブ運営指針解説書は、運営指針内容の解説や育成支援を行う上での留意点などが書かれております。国では、放課後児童クラブ運営指針の内容が広く都道府県、市町村担当者や事業者等に浸透し、その趣旨が理解されるよう、放課後児童支援員等と放課後児童健全育成事業にかかわる全ての人々に日常的に活用されることなどを期待しているとのことですので、職員等の研修会の資料としても活用していきたいと考えております。

大綱2点目、4点ほどございました。1点目から3点目までは一括してお答えをさせていただきたいと思っております。

桜に関する資料の収集につきましては、桜の名所にある図書館として、資料全体のバランスを考えながら、収集に努めてまいりたいと思っております。また、「花のまち柴田」の観点からも、桜に関する資料を含め、多種多様な桜に関する資料について、計画的な収集に努めてま

いたいと考えております。

現在は、桜の季節以外にも船岡城址公園に町内外から人が集まるよう、6月から7月にかけてはしばた紫陽花まつり、9月から10月にはしばた曼珠沙華まつり、10月から11月はみやぎ大菊花展柴田大会、12月にしばたファンタジーイルミネーション、そして3月にはしばたスプリングフラワーフェスティバルを行っております。どのイベントにつきましても、年々、集客力が高まっております。さらに、桜の季節以外にも、全国へ向け桜に関する情報を発信することは、町内外から人が集まるようにするための大きな手法の一つになると思っております。今後とも「花のまち柴田」として、年間を通して四季折々の季節感に触れられるような事業を展開するとともに、全国に向け桜に関する情報発信力もさらに強化してまいります。

4点目、菊に関する資料につきましては、蔵書数が少ないと感じております。今後、資料購入予算全体のバランスを考えながら、順次収集に努めてまいります。

3点目、「生涯木育」の関係で、4点ほどございました。質問にお答えする前に、若干前置きをさせていただきたいと思っております。

木育とは、平成16年北海道の木育プロジェクトで、木とふれあい、木に学び、木と生きる取り組みとして提案されたもので、平成18年9月に閣議決定された森林・林業基本計画に、木材のよさやその利用の意義を学ぶものとして、「木育」と明記され、広く使われるようになったものです。

柴田町でも平成24年6月1日に、公共建築物における木材利用の促進に関する方針を策定し、町内施設の木質化に取り組み、木材の特性や木材利用の意義について町民の理解の醸成を図るよう努めているところでございます。

最近では、船迫こどもセンターを始め、三名生児童館、槻木保育所のゆとり保育室、里山ガーデンハウスなどは町内産木材や県内産木材などを使用しておりますので、木の持つ魅力やぬくもりを身近に感じてもらえる施設となっております。

また、議員のおっしゃる「生涯木育」の推進ですが、柴田町の児童施設では、木のおもちゃに限らず、野外活動や創作活動で、木で遊び、木に学び、木でものをつくる体験を子どもたちに実践してもらい、森林や木材が循環利用可能な資源であることを、みずから感じてもらう指導も行っておりますので、「生涯木育」の活動は既に取り入れているものと考えております。

さらに、厚生労働省が定めている保育所保育指針の保育目標には、「生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと」と定めてありますので、保育においては、木育指導を既に実施しているところでございます。

それでは、各質問にお答えをさせていただきます。

1 点目、保健師が実施している新生児訪問は、生後2カ月までの赤ちゃんを対象としており、赤ちゃんの発育やお母さんの体調の確認を行い、安心して子育てができるよう支援をしております。その中で、親とのふれあいや語りかけなどで五感が豊かになることを助言し、おもちゃを使った遊びについて紹介をしております。

2 点目、おもちゃの切りかえについてですが、木のおもちゃはぬくもりを感じられ、口に入れても安心な素材ですが、遊び中に子どもが投げたりすると過度な重量があるため、お子さんが怪我をしやすいくちがあります。また、プラスチック製おもちゃは、安全基準をクリアしているものなら安心して利用でき、軽量で運びやすく、汚れたら洗えるメリットもあります。施設のおもちゃについては、児童の年齢に応じて、安全に利用できるよう使い分けで対応していくことにいたしたいと思ひます。

3 点目、木育キャラバンは、たくさんの木のおもちゃに触れることができるよい機会であると思ひますが、開催には、1回の実施で3日間の日数と100万円以上の経費が見込まれます。開催については、町民の皆さんからの開催機運が盛り上がってきた段階で改めて検討してまいります。

4 点目、ウッドスタート宣言でございます。ウッドスタートとは、東京おもちゃ美術館内にある芸術と遊び創造協会が展開している木育の行動プランのことで、木を真ん中に置いた子育て・子育て環境を整備し、木のぬくもりを感じながら、楽しく豊かに暮らしを送ることができるようにしていく取り組みのことでございます。

ウッドスタート宣言をした自治体は、木育についての情報提供や、事業実施のアドバイスを受けられることができます。さらに、自治体の規模別にウッドスタート加盟料を芸術と遊び創造協会に毎年納入し、誕生祝い品事業を含む年間2項目以上の事業を実施することが定められております。

柴田町が加入した場合を試算しますと、継続事業として毎年300万円相当の費用がかかると見込まれます。柴田町としましては、以前より児童施設で行われている木育の活動を継続実施していくことで、子どもたちの想像力、表現力、遊びを生み出す力を育成しながら、森林や環境に対する認識を高める指導をしてまいりたいと思ひておりますので、ウッドスタート宣言は住民の関心がより一層高まってきた段階で改めて検討させていただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 4 問目、教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（船迫邦則君） 白内恵美子議員の大綱4問目、いじめの根絶についてお答えします。

6点ございましたので、順次お答えします。

1点目です。いじめの把握については、日ごろから全教職員が児童生徒の変化に目配りすることはもちろんのこと、町内各小中学校では、月に1回全児童生徒を対象にいじめに関するアンケートを実施し、必要に応じて個別面談を行うなどいじめに関する情報を共有しながら、いじめの把握に努めています。また、保護者から担任やいじめ問題担当などへの相談から、いじめを把握する場合があります。

各小中学校が把握したいじめの件数などについては、毎月町教育委員会に報告があり、町教育委員会は県教育委員会に報告しております。また、緊急性がある場合には、その都度学校長から町教育委員会に報告があり、必要がある場合には自立支援相談員やスクールソーシャルワーカーなどの協力を得ながら、早期解決に向けて支援を継続して行っております。

2点目です。今回の仙台市における中学生が自死した件については、学校や市教育委員会の対応が迅速ではなかったことなど、問題点についても報道されています。今後仙台市において、市教育委員会の対応について検証する第三者委員会が設置され、再調査が行われますので、その結果を待ちたいと思います。本町においては、町教育委員会と各小中学校がしっかり連携して、情報の共有と迅速な対応に努めてまいります。

3点目です。各小中学校においては、人権教育計画を策定して、年間を通して道徳や総合的な学習の時間などで命と心を大切にすることを重視した授業を行っており、お互いの個性を尊重し合い、異なる価値を容認する心を持ち、人権尊重の精神を育てるよう指導を行っております。また、将来のよりよい生き方を主体的に求めさせる志教育の充実に努めております。

4点目です。いじめの事実の隠蔽は、あってはならないことです。教育委員会としましては、いじめの事実の報告を受けた場合、学校に対して適切な措置を講じることを指示するとともに、学校と連携を密にして、学校が行った調査結果を保護者などに適切に情報提供すべき責任があると考えております。

5点目、白内議員がお話しされておりました小森美登里氏は、その著書『いじめのない教室をつくろう』の冒頭で、責任の所在よりも問題の共有の見出しで、プロローグを書いています。いじめの防止、早期発見及び早期対応のためには、学校は保護者と連携することはもちろんのこと、町教育委員会や町当局、地域住民、関係機関などと連携しながら、何ができて、何ができなかったのか、その問題点を明確にして、問題点を全教職員で共有し、いじめの問題の克服

に向けて、総力を挙げて取り組むことが必要であると考えております。

6点目です。昨年度まで各小中学校では、「いじめゼロ運動」をスローガンとして掲げて、いじめの未然防止に向けて努力してまいりましたが、学校において社会性を身につける途上にある子どもたちが集団で活動する場合、どんなにいじめ防止に向けて努力しても、いじめは発生するものであるという考えに立ち、今年度は「いじめを見たり聞いたりしたら、見ないふり、聞かないふりをする事なく、先生に伝えるようにしましょう」と児童生徒に呼びかけるために、「いじめゼロ」から「いじめ見のがしゼロ」と改めました。

これからも、学校長のリーダーシップのもと、子どもたちも教職員も学校全体でいじめを見逃さない雰囲気を醸成する取り組みを町内の各小中学校が連携協力して、進めてまいります。

以上です。

- 議長（高橋たい子君） 白内恵美子さん、再質問ありますか。どうぞ。
- 16番（白内恵美子君） 1点目の放課後児童クラブ運営指針解説書の件ですが、これだけ厚い119ページありますけれども、これを保護者にどのようにしてお伝えしていくのでしょうか、この内容を。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 119ページの内容を保護者の皆さんが理解するというのはなかなか難しいかと思えます。ですから、放課後児童クラブで出す会報に、重要な点をキーポイント的に箇条書き程度で、それで最初は理解していただくかと考えております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。
- 16番（白内恵美子君） 確かにその方法がいいんだろうなと思います。ただ、こういうものがあるということは見た人はネットでとれますから、それはお知らせしておくべきではないでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（鈴木俊昭君） その件につきましては、当然放課後児童クラブの保護者の皆さんにはご連絡したいと思います。
- 議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。
- 16番（白内恵美子君） 職員研修についてですが、7月9日に全国学童保育指導員学校が宮城学院女子大学で開催されます。今回のテーマは、学童保育現場から放課後児童クラブ運営指針を読み解くと題した講演会があります。参加を予定していますか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） その通知は来ております。今現在、各児童クラブのほうに出欠の確認をとっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） できるだけ参加しやすい方向に持っていくというのはいかがでしょうか。それから、例えば子ども家庭課職員もきちんとその講座を受講するというのはいかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 7月9日ですので、日程調整しながら進めていきたいと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 続いて、柴田町図書館に桜に関する資料の件なんですが、答弁では資料全体のバランスを考えてとあったと思うんですね。ただ、柴田町図書館はとても小さい図書館で、資料は本当に少ない中ですよ。その中でじゃあ桜の本どのくらいとってしまったら、ほとんど整備できないようになってしまうので、私が提案したかったのは「花のまち柴田」として、図書館全体のバランスよりは、「花のまち柴田」として桜に特化した資料も必要ではないかということなんです。それに対する答弁を求めます。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上祐治君） お答えいたします。

現在、柴田町図書館には、約60冊ほどの桜の関連する資料が今現在あります。これから、議員おっしゃるとおり「花のまち柴田」の資料をそろえていくということになりますけれども、スペース的な問題はあると思うんですけれども、今現在の図書館でできることをまず考えまして、それで工夫しながらそろえていきたいというふうに考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 当初の質問の中に、通常の図書館の資料費とは別にということを入れておいたんですが、その答弁はなかったように感じたんですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上祐治君） 財政的な部分もあるものですから、今現在の図書購入費約450万円くらいあるんですけれども、その中でそろえていくということで、別枠でそろえるということは今のところは考えていないということです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 提案の一番は、要は別枠でということなんですね。今柴田町図書館の資料費は本当に少なく、そんなに小さな図書館でも最低500万円が必要と言われていまして、それを下回っているわけですから、特化したものを集めるときには別予算じゃないとだめだと思うんですね。それも、「花のまち柴田」としての観点からですから、それは全く違うと思うんですね。いかがでしょうか。だからきっと、生涯学習課の答弁ではないんじゃないかと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上祐治君） 努力したいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） ぜひ「花のまち柴田」の観点からの答弁をいただきたいのですが、どこになりますか。商工観光課でもいいんですよ。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 図書館のほうではこれから整備するということで、それが別枠とか何かという話が、それはまた別な話になるわけなんですけれども、ただ、今現在「花のまち柴田」ということで、いろいろな、特に桜に関しては、町のホームページやらあるいは観光物産協会のホームページ、そういったもので桜の情報というものを通年にわたりまして情報発信を行っております。さらに、大河原町と今回連携して地方創生の事業は、東北観光復興交付金というものに取り組んだというようなこともありまして、河北新報ですか、議員もごらんになったかと思うんですけれども、河北新報のたしか4月17日だったと思うんですけれども、1面で柴田町と大河原町の桜を取り上げていただいておりますので、「花のまち柴田」というものがこれからまだまだ、まだまだといいますか、これまでやってきたことがいろんなマスコミ等でも取り上げられるようになってきているのかなと思っております。

また、桜まつりに合わせて、ちょうど西日本のほうのテレビ局、全国ネットだったんですけども、議員ごらんになったかわかりませんが、土曜日の朝に毎日放送の番組で柴田町の船岡城址公園の桜が取り上げられまして、全国ネットに載ったというようなことも、今回の柴田町の桜というブランド力がついている結果なのかなと思っておりますので、図書も資料の整備も必要ですけれども、「花のまち柴田」として桜を周年を通じて全国にPRできるような体制はとっているということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 資料の収集というのはとても大事なんですよ。やはり館山の下にあ



るしばたの郷土館の中の図書館に、よそから見た方が飛び込んで来た場合に、すぐ目の前に桜の資料が置いてあるというのは、やはり、「ああ、花のまち柴田だ、桜のまち柴田だ」というふうに思ってもらえると思うんですね。ですから、いわゆる普通の図書館の資料費ではない、「花のまち柴田」としての予算の中で、私はすべきだと思います。これはどうぞ十分に検討してください。では、次に行きます。

「生涯木育」の推進なんですが、先ほどの答弁の中で、赤ちゃんの新生児訪問時に保健師が木のおもちゃを持ってというふうに質問に入れておいたつもりなんですが、その答えはなかったと思うんですね。実は、こういうものです。これ、東京おもちゃ美術館で購入してきた、なめても、しゃぶっても、音も出るし、こういう1,000円ぐらいで買える木のおもちゃがあります。質のいいものがあります。本当に答弁の中でプラスチックがどうのというのが出ていましたけれども、やはりプラスチックで経年劣化で傷んでくると、危ないですね。それが木のおもちゃはとても長くもって、うまくいけば何世代かもつとされています。

ですから、購入時はちょっと高く感じるかもしれないけれども、長く使える、安全に使えるということからすれば、本当に一番、逆に割安になるのかなと思います。それで、重くて危ないとか、それは大きな子どもが持つものを小さな子どもに持たせたら危ないかもしれませんが、特に最初に赤ちゃんが持つもの、こういうかわいい、ほんとに軽い、危なくないもの、飲みこむこともできないようなものがそろっていますので、ぜひこういうものをまずプレゼントしたらどうか。これについては、木のおもちゃのプレゼントに対しての質問には答えがなかったように思えたんですが、何という答弁だったでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 新生児訪問の場合、おもちゃをプレゼントするということは考えてはおりませんでした。私が考える赤ちゃんにとってのおもちゃは、お父さん、お母さんと一緒に遊ぶことが一番のおもちゃではないかなというふうに思っております。おもちゃは、ツールとして使うもので、誰かと一緒に遊ぶ、それを与えて子どもが楽しむだけではなくて、それを介在して必ず大人、誰かと一緒にという意味で使うのであれば、とてもいいなというふうには思っております。私自身もうちの子どもに一番先に買ったものは20年を超えても、今も自宅にあります。木は本当に質もよくて、その後どんなに落としても全く壊れていないので、長くもつというのは重々承知しております。ただ、今の時代に合わせて、ものがあるとそれだけで、それをあげれば子どもは1人で遊ぶというふうに親御さんに誤解してほしくないのも、おもちゃは親子で使うもの、親が使ってあげるんだよというのをまず教えてからで十分かなとい

うふうに思いましたので、最初プレゼントのほうには触れないでしまいました。大変申しわけありません。

親御さんとか、この子どもにこれを持って遊んでほしいと願う人が、プレゼントをしていたらそれが、もらう側の親御さんの気持ちもよく一緒に、おじいちゃん、おばあちゃんだったらそれを持って遊びに来てくれないかなというふうに町のほうではちょっと期待感も込めたので、町のほうからの保健師からというのは、ちょっとまだ考えてはおりませんでした。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 誰からもプレゼントされない赤ちゃんもいますよね。最初に触れるおもちゃが木であるというのは、やはり大事なことだと思うんです。課長も木のぬくもりについてはきつとご存じで長くもつというのもおわかりだと思うので、本当に違いますね。触ってみてのこの感触というのが全く違うんです。ですから、これは赤ちゃんが触るだけじゃなくて、一緒にお父さん、お母さんが遊ぶことで、お父さん、お母さんにとっても癒やしになると思うんですよね。ですから、そのきっかけをつくるのが行政なんじゃないかなと思うんです。どこの家でもそういうふうになっていけばいいけれども、そうはできない家庭が多いし、今の若い方々も木のおもちゃ、余り使わずに成長した人たちもたくさんお母さん、お父さんになっているかと思うので、最初にたった1個、こういうかわいいおもちゃをたった1個プレゼントするだけで、木のよさがわかってもらえるかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 議員のおっしゃることは、本当に100%そうであるというふうに私も思っております。全体にプレゼントというのが、予算等々考えると非常に今困難かなというふうに思いましたので、町のほうで妊産婦さんを対象にしたサロン事業を、今年度中に考えておりますので、そのときに紹介ということでまずデモンストレーションして見せてあげたいというふうに思いました。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。

○16番（白内恵美子君） それは大事なことなので、ぜひやっていただきたいと思います。町長、今出生数300人を切っている町で、1,000円くらいのおもちゃをプレゼントしたとして、予算幾らでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 計算して30万円だそうでございます。ただ、先ほど健康推進課長も言ったように、まだまだ保護者の方々の木のよさというのを、おもちゃ1個あげることによって十

分理解しているというふうにも思えませんし、私も孫ができて初めに木のおもちゃをやったかどうか、忘れましたが、別なおもちゃでもすくすく育てておりますので、特に役場がプレゼントということを考えなくてもいいのではないかなというふうに思っております。また、少し木のぬくもり、木育なんかも町民のほうに啓蒙活動をして、やはり柴田町をもっともっと木に触れるという、そういうふうな保護者の方々、町全体が盛り上がってきた段階でも遅くはないのではないかなというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 私は、今月3日、4日に地域活性化センター主催の「人と地域を豊かにする生涯木育～木育と地域を結びつける企画・実践力強化講座～」というのを受講してきましたが、北は青森県から、南は鹿児島県からの参加があり、ほとんど自治体職員でした。とても楽しく充実した講座だったんですね。その講座で一番納得したのが、なぜ生涯木育なのかなと思ったんですが、それは産まれたばかりの赤ちゃんに木のおもちゃをまず与えるということ、それから木のある暮らしをする、木に触れる、森の中で遊ぶ、木造住宅に住む、それから木工品を使う、家具や食器ですね。そして、最後亡くなるときに、地場産の棺おけに入るという話を聞いて、それで、ああ生涯木育とはこういうことなんだなと思ったんですね。

ですから、柴田町はもちろん町有林もあるし、山に囲まれた町でもありますから、今後森林を活用し、そしてそこから経済の活性化に結びつけていくような、単に赤ちゃんに木のおもちゃで終わりじゃないんですね。そこから木のおもちゃをつくる人、雇用が生まれ、それから木工品ですね、家具も含め、食器も含め、そういう生活ができるような町になっていくと、地場産の木を使ってそういうことができるようになってくると、本当に地域経済活性化につながっていくんですね。それが、生涯木育なんです。この考え方に対してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 木育という観点から、おもちゃの話から、例えば森の中で遊んだり、自然に触れ合うというようないろいろなやり方があるとは思いますが、町としては、今民間の会社でやっている木育の活動とか、そういったものを取り入れて、ぜひ町のほうの町有林とか、憩いの森とか、そういったところで子どもたちが遊べるような活動を太陽の村の冒険遊び場の中でやっていくなり、そういったことも考えていきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 木育について、きっと皆さん自分には関係ないなと思っているかと思う

んですが、関係していると思う課長さん、手を挙げてみてください、自分の課が。ほらきつとお一人か、お二人、やっぱり関係していると思っていただけると、そこなんです。要は1つだけじゃないんですよ。本当に地域経済活性化にもつながりますし、今農政課長からもありましたように、企業も巻き込んでいくんですね。だから、最初行政で例えば木のおもちゃ、赤ちゃんにと、町が負担していたとしても、その後は民間を巻き込みつくってくれる人、もしくは職人さん、もしくは企業でお金を出してくれるところ、どんどんつながっていけば、もっともっと変わってくる。それがまちづくりになると思うので、まちづくり政策課だってもちろんかわってくるし、雇用につながるし、商工観光課もつながるし、それから大事なことが、赤ちゃんだけじゃなくて、高齢者や障害をお持ちの方が木のおもちゃだったり、木工品に触れたり、それから木質化した部屋の中で過ごす、とても安定して、そして生き生きしてくる。こういう実験がなされていて、今本当に効果があらわれてきているんですね。それで、グループホームの中に木育広場、赤ちゃん用の木育広場をつくったところもあるんです。そこは最近できたところなので、今後、今回については発表がそのうち来年あたりあるかと思うんですが、そういうふうに広がってきているんですね。だから、それがまちづくりの特効薬にもなるというか、「花のまち柴田」は、木を大切に作る町ですよというのもとても大事になると思うんですが、町長いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 白内議員の赤ちゃんから高齢者まで、木のぬくもりで政策目標を立てて、具体的な政策を戦略的に展開していくと、産業にも結びつくというようなシナリオでございました。私もそのシナリオには賛同するものでございます。だからといって、すぐに30万円出そうという気はないんですが、確かに柴田町も部分ではありますけれども、木に触れる機会は大変大事だということで、宮城県で一番最初に公共施設の木材利用計画を立てたのも柴田町でありますし、それから実際に建物にも木をふんだんに使わせていただいておりますし、太陽の村では木製品の冒険遊び場、木製でできないかというように、木とのふれあいは大変大事だというふうには思っております。まだまだ行政として政策展開が今質問されたばかりでありますので、この木育もまちづくりの一つの要素だというふうにも今議員がおっしゃられて感じたところもありますので、これから将来の木質を利用した中でのまちづくり、それからやっぱり住民が木を使うことによって、自分たちの人生も生活も豊かになるというその啓発活動もあわせてやっていかないと、我々行政と議会だけの動きでは、浸透しませんので、改めて町民も巻き込んだ運動展開をした中で、政策を掲げ、少しずついろんな補助金等活用させていただいて、

柴田町が木とのふれあいの中で、一番大切にしている「花のまち柴田」の植栽で木をいっぱい植えておりますので、木とのかかわりを大切にしていくなちと言われるようにしていきたいと思っております。

そういう機運が盛り上がりましたら、30万円というのは大いに政策的には有効な政策ではあるというふうに思っておりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 機運を高めるためにも本来は必要な木のおもちゃかなと思うんですが、1つ紹介しておきます。東京おもちゃ美術館の中にゼロ歳から2歳専用の木育広場があるんですが、そこに来ると赤ちゃんは泣かなくなるそうです。そこで遊んでいる間は泣かない。そして、一緒に来たパパ、若いお父さんの滞在時間がとても長いそうです。そして、一緒に来たお母さん、スマホをいじらないそうです。それだけ楽しいんですね。ですから、そういう機会をどこかで何か、機会をつくらないと自分からはなかなか得られないので、町としてもお金はかかるかもしれないけれども、木育キャラバン、それは例えばどこかの企業でも本当に協力してもらって、行うというのも一つの手だと思うので、そういう意味でのきっかけづくりにも木育キャラバンをぜひ活用していただきたいと思えます。それはどうぞ検討してください。

それから、最後にいじめの根絶についてです。けさの河北新報に、仙台の折立中学2年の子どもの件が出ていました。学校が全校生徒に実施したアンケート結果がきのう明らかになったということで、日常的に集団で悪口を言われ、菌扱いされていた。男子生徒が長期間にわたって孤立し、追い詰められていった様子が浮き彫りになったという記事が掲載されていました。これほどまでなっているのに、ほかの子どもたちもそれからほかの先生たちも、誰も助けられなかった、誰も一緒に考えてくれなかったのかなと、とっても何かやっぱり自死に追いやられた原因というのは直接的ないじめだけじゃなくて、そうやって周りから誰からも支援されなかったということが大きいのかなと、私は受けとめたのですが、教育長はどのようにお考えですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） やっぱり子どもたち同士のかかわりがどのようになっているかということ、周りの子どもたちや先生方がつかもうとしても、つかめないということもあるいはあり得るのかな。ですから、やっぱり日ごろから子どもたちにも、先生方にも、子どもたちがいじめられて悩んでいる子どもたちが発するサインというものを、どのようなサインで我々に周囲に発しているのかというようなことなんかをお互いに情報交換していく必要というのがある

のではないかなと、そういう新聞を見て感じているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 私は一般質問を出す時点では、気づかなかったのですが、いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論の取りまとめが、昨年11月2日にいじめ防止対策協議会から出されていたんですね。その中には、対策協議会による改正提案、済みません、これは尾木直樹さんの文章です。『取り残される日本の教育』という本の中に書いてありました。対策協議会による改正提案は、極めて秀逸と言えます。教職員の日常業務の優先順位において、自殺予防、いじめへの対応を最優先の事項に位置づけるよう促すとされていて、いじめ対応が多彩で多方面にわたる学校業務の中でも、最優先業務であることを明確にしています。と絶賛しているんですね。それで、その議論の取りまとめというのをネットで調べたところ、本当に書いてありました。

5ページに、「教職員の日常業務の優先順位において、自殺予防、いじめへの対応を最優先の事項に位置づけるよう促す」、これは学校内の情報共有という中にあるんですが、今町内ではこのことについてはどのようになされていますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） 情報の共有ということが、やはりこれまでの経過を見ますと課題点の1つだなという捉えをして、本年度は今まで「いじめゼロ」というこの標語がすばらしいものだとは思っていましたが、いじめゼロということで努力しても、いじめが発生するという観点を大事にして、「いじめ見のがしゼロ」ということで、子どもたちにも起こり得るんだよと、起こったときには、その起こったことを伝えてくれる、そういうような動きが大切なのだということを先生方の口から子どもたちに伝えることによって、伝える側の先生方もより意識化していくのではないかなと思って、「いじめ見のがしゼロ運動」というふうに、ことしは取り組んでいるところです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） それから、11ページの情報モラル教育の充実を推進するということには、「いじめの具体的事例を示しながら、いじめの行為が刑法上の名誉棄損罪、侮辱罪や民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを理解させるなどの取り組みを推進する」とあるんですが、こういう観点から指導も行っているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） 自分の起こした、例えば発した言葉、起こした出来事によって相手が

傷ついたときに、どうなるかという部分では損害賠償という前に、そのことによって相手の人が心を非常に痛めているんだということを、どのように子どもたちに伝えていくのかということが非常に大事になってくるのではないかなと。それで、答弁のところでもお話ししましたが、法務局等の協力ももらって法務局の方の出前授業としての人権教育というのも小中学校で取り入れているところがございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 10ページには、「学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有することを改めて示す。いじめの解消の定義を明確化し、学校は、いじめが解消に至るまで被害者への支援を継続することなどを徹底する」とあります。よく学校は、いじめは解消しましたと報告、例えば教育委員会にしても、その後に自殺が起こったりとかということがありますよね。今町内ではこれはじゃあ先生方に共有されているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） 今のお話の大事なところは、まず一番最初、先生方がいじめとして認識するというステップが非常に大事だなと思うんです。どういうふうになったらいじめというふうに思うかというのが、個人の差や学校の差になってはいけない。それをやっぱりお互いにどう共有したかと申しますと、子どもたち、あるいは保護者の方からいじめられたというふうな訴えがあった場合には、いじめとしてそれを受けとめて対応していく。対応する場合も1人の教師が対応するというのではなくて、学校長がリーダーシップをとって組織として対応していくということが非常に大事だということを確認しているところがございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 柴田町の「いじめ見のがしゼロ運動」は、本当にしっかりとやっていただきたい。柴田町からまさか自死するような子が出るようなことは決してあってはならないと思います。尾木直樹さんもこのように書いています。余りにも当たり前のことですが、安全が確立され、命が保障されているということは、教育や学力以前に子どもの成長にかかわる大切な問題です。命の安全が約束されてこそ、子ども自身も安心して学ぶことができるのですと書いています。仙台市の対応というのは、本当に子どもの命が余りにも軽く見られていると感じてなりません。これは、先ほど教育長にもお考えをお聞きしたのでいいんですが、柴田町では決してこのようなことがないように取り組んでいただきたいと思います。

最後に、小森美登里さんの「いじめのない教室をつくろう」の中に、こういう言葉もありま

した。「生活のほとんどを過ごさねばならない学校の中のいじめは、耐えがたい苦しみであり、著しい人権侵害であると認識していただきたい。大人の適切な対応があるかないかで、事態は大きく変わります。いじめの解決に必要なものは知識が伴ったその人の想像力と心にほかなりません。寄り添う人間の心と知識という両輪がそろって、ようやく解決に至ることができるのです」とあります。ぜひ、見のがしゼロを頑張ってくださいと思います。

この小森さんが学校で講演した後に、先生や大人に伝えたいことや望んでいることを書いてもらっているそうです。その一部を紹介したいと思います。ちょっと私はショッキングな言葉もありました。小学校6年女子、「子どもはものじゃないので、生きているので、もっと話を聞いてほしい」。中学校3年女子、「いじめられている子は多分親や先生などには言ってくれないと思います。なので、見ててあげてください。気づいてあげてください」。ぜひ気づいてあげられるような指導をお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（高橋たい子君） これにて、16番白内恵美子さんの一般質問を終結いたします。

これより休憩いたします。

3時5分から再開いたします。

午後 2時51分 休 憩

---

午後 3時05分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

5番桜場政行君、質問席において質問してください。

〔5番 桜場政行君 登壇〕

○5番（桜場政行君） 5番桜場政行です。大綱1問質問いたします。

待機児童についてです。

河北新報の4月29日の朝刊に、仙台市の保育施設の待機児童が4月1日現在で232名と掲載されていました。国が待機児童の定義を拡大したことが影響し、前年同期より19人ふえました。前年と同じ旧定義に当てはめた場合は164人で、前年同期比49人減となっています。新定義では、育児休業中の保護者に復職の意思があれば、その子どもは待機児童に該当するものです。保育所や認定こども園などの保育施設は前年同期に比べて41カ所もふえ、定員は1,646人増となりましたが、待機児童がふえる結果となりました。近年はゼロ歳から2歳児の保育ニーズが



非常に高く、育児休業を切り上げて仕事に復帰したい保護者がふえているのが主な要因のよう  
です。

本町では、子どもの医療費助成を初め、学校教育施設の整備、子育て環境の整備など、手厚  
い子育て支援を行っています。しかし、待機児童数を確認したところ、4月1日現在で44人と  
のことでした。平成27年度から小規模保育施設3カ所、家庭的保育施設が1カ所開所し、待機  
児童を解消するための体制の整備が進められてきましたが、待機児童は増加しています。定義  
を拡大したことが影響していると考えましたが、本町は以前から新定義で待機児童を把握して  
いると伺いました。今後、待機児童の解消に向けて取り組まなければならない課題を検証しな  
ければなりません。

そこで伺います。

- 1) 26年度、27年度、28年度の待機児童数は。
- 2) 待機児童が増加した要因は。
- 3) 町内4つの私立幼稚園の認定こども園の移行の現況は。
- 4) 待機児童の解消に向けて取り組まなければならないことは。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 桜場政行議員の待機児童について、4点ございます。

まず、数でございます。各年度4月1日を基準とした待機児童数になります。平成26年度の  
待機児童数は、ゼロ歳児から2歳児は24名、3歳児以上が16名で40名、平成27年度はゼロ歳児  
から2歳児が12名、3歳児以上が12名で24名、28年度はゼロ歳児から2歳児が21名、3歳児以  
上は3名で、24名となっております。

26年度と比べて、27年度の待機児童が減少したことについては、子ども・子育て支援新制度  
によって、新たに地域型保育施設が開所したことによるものと考えます。

2点目、増加した要因ですが、平成29年4月1日現在の待機児童数はゼロ歳児から2歳児が  
37名、3歳児以上が7名で44名となっております。昨年度と比較して20名の大幅な増加となっ  
ており、ゼロ歳児から2歳児までの待機児童数が全体の84.09%を占めております。

本町の年齢別人口集計によりますと、ゼロ歳から2歳までの子どもの人数は、昨年と比べ63  
名減少していますが、待機児童は増加しているという状況であります。

桜場議員の質問にもありますように、ゼロ歳児から2歳児までの保育ニーズが非常に高くな

っているもので、女性の就業率上昇や出産後に仕事を新たに求める女性の数がふえていることが要因と考えております。

3点目、認定こども園の移行です。私立幼稚園の認定こども園への移行です。

昨年度、文部科学省が実施した私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査への町内4つの私立幼稚園の回答結果によりますと、平成29年度での新制度への移行予定についての質問には、移行しない方向で検討中が2園、移行しない予定であるが2園という回答結果があったと報告を受けております。

また、平成30年度以降の移行予定についての質問には、現時点では移行予定はないが状況により移行もあり得るが3件、将来的に移行する見込みがないが1件という回答結果でございました。

4点目、児童受け入れ枠の確保は重要な課題となっておりますが、現在、開所している地域型保育施設で保育定員の拡大や、新たな事業者による施設を新設する動きがあります。町としても、国の施策を活用できるものは活用し、待機児童の解消を図っていきたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 桜場政行君、再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） 町としては、平成30年度の待機児童の推定というのは恐らく難しいとは思いますが、もし答えられる範囲であれば、答えていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 今の現在44名という数字から言いますと、30年度に待機児童ゼロというのはまず不可能ということで、数字がどのくらいになるかというのもちょっと今のところつかみ切れないのが実情でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） だとしたら、柴田町子ども・子育て支援事業計画では、30年度、31年度のゼロ歳から2歳児の待機児童は何名を記載されてありますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 今ちょっと資料ございませんので、用意させていただきます。

○議長（高橋たい子君） 後ほど答弁ということで。再質問ございますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） 私が持っている範囲では、30年度、31年度はゼロという形になっている。ゼロ歳から2歳児で。ということで、例えば今の町長の答弁からすると、事業所内とかそういう形で動きはあるというふうに聞いていましたけれども、先ほど課長がおっしゃったとおりに、

29年度が44名ということで、このまま何もしなかったら、来年度30年度、31年度待機児童ゼロというような形で、もともとの数字が全く大きな数字になると思うんですけども、町としてはやっぱり何か動かなければいけないですよ。そういった面を考えて何か町としては動きがあったんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 町としましても、やはりゼロから2歳の待機児童数を減らすためには、小規模保育の誘致をお願いしたいということで、いろんな事業者をお願いしております。今のところ1社、ほぼ小規模A型で19人以下で、今のところ12人ほどという話も伺っていますが、そこを考えているということがございます。もう一つは、今現在、家庭的保育5名でやっているところが、小規模保育C型に移行するというので、10名ということで、5名増員という形になる予定です。ここの場所については、ことしの8月をめどに小規模C型のほうに移行したいということで、今事務を進めているところでございます。それで、町としましても、もっと事業者を幅広く声をかけ、誘致していきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） 課長の答弁を聞いて、少しはちょっとほっとしました。こういう状況で小規模にしろ、家庭的にしろ、できればこれからは家庭的保育もすごく大事なことなんですけれども、できれば小規模保育の増設がというか、周知というの必要なのかと思っていまして、1カ所は家庭的から小規模ということで、あと来年はもう1カ所小規模当たるとか、今後も小規模に関しては、広く町外の事業者にお声かけするつもりはございますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 特に実績のあるいろんな場所でやっていたらしゃる小規模保育を経営なさっている事業者に対して、特に声かけをして、柴田町につきましては待機児童44名ということは、隠れ待機もかなりいるかと思えます。それでございますので、こういう言い方はなんですけれども、市場としては小規模保育所を建てるには適切な町だとPRしていきたいと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） この支援計画においては、30年度、31年度において認可外の保育施設ですね、ごめんなさい、特定地域保育型で約82名の乳幼児を予定しているんです。だから、家庭的保育がちょっと小規模にふえて5人増員、小規模保育が1つふえて10人といっても、まだまだ数が足りないので、まず計画所掌にあったような施設が来られるように絶対頑張ってもらいたい。

と思います。

それから、あれですよ、子育て安心プランで、学校の空き家を使った小規模ということもこれから国のほうで考えているというお話を聞きました。課長のほうはそういうお話を聞いていますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 学校のほうの空き教室の話でございますが、小規模の保育もございますが、放課後児童クラブのほうの話もありますので、二通りのお話があるかと思いません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） 名前を出すのはちょっとあれですが、例えば小規模にしろ、家庭的にしろ、できれば船岡地区、船迫地区、槻木にも小規模あったほうがいいと思うんですよ。そういった意味では、ちょっと槻木が今のところなしと、来年小規模がこちらのほうに来るといっても、場所は聞いていませんけれども、例えば柴田小学校というのはちょっとことし10名ぐらいの1年生が恐らく入ったということで、大変うれしい話なんですけれども、まだまだちょっと空きがあるかな、教室に空きがあるかなと。もしそういう事業者が来た場合、そういった柴田小学校の空き教室を使って、できればこちらに部屋はありますよと、改造費その他はちょっとそれぞれの事業所が4分の1をかけて支払う形なんですけれども、そういうお話もこれからそういった小規模を展開している事業者の方にできればそういう形で槻木のほうにもちょっと来てもらえないかとか、槻木で事業を開いてくれないかというようなお声かけというのはできると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 柴田小学校の空き教室についてはちょっと学校の都合もありますので、それは別にしましても、いろんな事業者に対して、槻木にぜひ小規模をとということをお願いしております、今のところ。今、船岡に偏り過ぎていますので、槻木にあれば岩沼、名取方面に通勤なさるお母さん、お父さん方が一番便利なのは槻木なんですよ、逆に言えば。ですから、槻木のほうに小規模保育所を誘致したいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） 待機児童に関しては、ましてや小規模に関しては槻木のほうにもやっぱり事業所が欲しいということで、今の課長の答弁も槻木のほうにもちょっと誘致をしてくれというお話をしているということもわかりましたけれども、そういった例えば学校をちょっとの

空きで、恐らく空き教室、柴田小学校だったら逆にいいのかなと思うし、子どもたちにとっても乳幼児に関しても、小学生と一緒にいろいろ活動できるという面では、もしかすると小規模を呼んでくるいい提供のネタなのかなと思ったんですけども、もう一度そこどうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） ただいま柴田小学校の空き教室ということでお話ありました。柴田小学校は、もともと一学年一クラスということで学校整備をしております。ですので、空き教室は柴田小学校においては、今のところありません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） じゃあその辺は、放課後児童クラブも含めて国のほうが、そういった空き教室を使う小規模の利用の方法もこれからはオーケーだよという話がありましたので、その辺ちょっと残念ですけども、今後とも検証をしていただきたいと思います。

それから、今町長の待機児童が増加した要因に若いお母さんたち、もしくは若くない20代、30代、40代のお母さんたちがある程度就業を始めるのが早くなったというのが原因なんですよ。安倍首相はM字解消をこれからやるということで、20代で就業率が高くなって、30代で結婚して、子どもを妊娠して出産して育児をやる。40代になると、基本的にはまた仕事をし出す。この状況だと、どうしても例えば小規模なり、いろんな保育事業所の施設をつくったところでも、なかなか解消できないですね。どれだけ柴田町でじゃあこれから例えば保育所をつくる、例えばですよ、保育所をつくる、幼稚園をつくる、小規模をつくったって、国がそういう施策をとっている限り、どんどん若い人、とにかく出産が終わったら、二、三カ月たったらどうぞ皆さん働いてくださいよと、何か安倍首相はそんなふうにはしか聞こえないんですよ。でも、私はどっちかという、やはり出産後、先ほどの町でやったアンケートを見てみたら、1歳、2歳までは子育てがすごく楽しいという結果が出ているんですよ。2歳児からがどちらかというと、これからの自分たちの就業とか子どもたちの成長を考えちゃうと、ちょっと不安という数字が少し出ていたみたいです。私もどちらかという、やっぱり0歳児から2歳児は、もし家庭が許すんだったら、母親と父親が家庭でじっくりと自分のお子さんを育てるのがとてもいいと思うんですよ。ところが、国のほうで、もしくはマスコミなんかで、とにかく女性が就業の宝みたいなことで、働いてください、働いてください、それがもしかすると待機児童の一番大きな原因、ましてやゼロ歳から2歳が一番多いんですよ。私はそんなふうには考えているんですけども、執行部としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 私も1人の親として、ゼロ歳から2歳まではやはり、うちの場合は個人的な話なんですけれども、うちの場合は祖母に預けたんですけれども、3歳から幼稚園に入れました。ですから、子育てというか集団生活ができる3歳から保育が始まれば、集団生活が一番重要ですので、そういうことが理想的ではございますが、やはり若い方の収入の面もございますので、あと人口減少もありますので、就労の数がふえてきつつあって、今のところこれまで女性の就業率を今度2022年度までには80%までに対応するという事になれば、ますます今桜場議員おっしゃるとおり、ますます保育の需要がふえてくると思います。イタチごっこになってくるのかなという懸念が一番今脳裏をかすめています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） 子育て安心プランにおいては、保育と連携した働き方改革ということで、ある程度平成29年の10月施行ということになって、今年度の10月からということなんです、育児休業が1年6カ月から最長2年まで多少伸びるんじゃないかという話なんです。そういう話も含めてですけども、例えば先ほどの1問目に戻りますけれども、執行部は来年度の待機児童を把握していませんよね。なぜできていないんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。先ほどの回答後ほどと言った件もあわせて答弁求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 先ほどの最初に30年度、31年度のゼロ歳から2歳までの待機は、桜場議員おっしゃるとおり、ゼロ人という目標がございました。それで、今のお話ですが、待機児童がどのくらいになるかというのが、はっきり言ってどのようにしたらつかめるかということ自体がわからないんですね。実際問題として、今待機児童で44名のうち15名は、今、職を探していますという理由です。だから、実際職についている方で待機児童の方は29名、15名の方は、母親が今求職中、求職活動中ということで待機ということで、それも待機の数になるので、それが15名で合わせて44名でございます。

ですから、来年実際問題その求職活動中のお母さん方がどのくらいの人数になるか、それはことしのまだ10月、11月に来年度の保育所の入所の申し込みを受け付けする段階でないと、その状況がわからないというのが現場サイドの状況でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） 26年度に待機児童について、一度一般質問をしたんです。やっぱり同じような回答だったんですけども、だとしたら例えば今柴田町の出生数というのは、恐らく28年度は若干300名を超したはずなんです。でも、大体280名とか300名の前後で恐らく推移し

ていると思います。そういった意味で、例えば健康推進課が新生児訪問を2カ月以内に全員にしているというようなこともやっていますよね。例えば子ども家庭課で年間300人のゼロ歳児のお子さんですよ、恐らくそのときにはお母さんたちもおうちにいらっしゃると思うんです。その時期に子ども家庭課は子ども家庭課として、お母さんたちに、保護者にいずれ何歳から例えば私立の幼稚園とか保育所、もしくはそういった希望は聞けるじゃないですか、大まかな。そのときには恐らく結婚もして子どもも産んでいるんだろから、ある程度三、四年、五年後くらいの計画はそれぞれのご家庭で持っているはずですよ。そういった意識調査というか、そういうものを300名は恐らくそんなに多い数じゃないと思うんですよ、それが1カ月に300名の方が産むわけじゃないんだから、12カ月に分ければそんなに多い数じゃない。そういうことをやっていれば、ある程度の数字はつかめるし、それによって待機児童の数が大体わかるので、それに見合った対処の仕方は絶対できると思うんですよ。そういうことというのは、これからおやりになる覚悟というか、そういった考えはございませんか。

- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 今なかなか実情をつかむというのは、新生児訪問をしてそのときに例えばアンケートを無記名でとつても、また家庭の事情とか、条件が変わってかなり変わる可能性もあるかと思えます。そうしますと、その数字を信じてそれに対する対応をした場合に、また待機児童がそれ以上にふえたということも懸念されますので、いろいろ考えますとなかなか難しいなということが本音でございます。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。
- 5番（桜場政行君） もちろん何年か過ぎてのことなので、アンケートをとるのかどうかわかりませんが、直接だから自宅にお伺いをして、今現在の状況だけで聞いているだけでも、大分違うんじゃないかと。そして、そういった柴田町の取り組みがそういうことをやっている、もちろん小規模とか家庭的保育の誘致なんかも進めているけれども、これからというのは市町村ごとの待機児童解消の取り組み状況の公表なんてのも、ことしか来年あたりからそれぞれしていかなきゃならない。町もちょっと職員も若干少ないかもしれないけれども、そういった動きもしていったほうが私はいいのかなと思うんですけれども、いかがですか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（鈴木俊昭君） なかなか新生児訪問の場合に、保健師と一緒に行って伺うということかと思いますが……、ですよ。そういうちょっと事務量的に可能かどうかもちよつと検討してみないとよくわからない、検討させてください。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） ぜひ検討をしていただきたいと思う。しっかりとですよ。健康推進課なんかも含めてですけれども、しっかりとやってほしいと思います。

それから、ちょっと先ほど触れた小規模・家庭的保育、27年度から制度始まりましたけれども、3歳児の移行というのは改めて聞きます。スムーズに保育所もしくは幼稚園にスムーズに移行されましたか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 小規模から3歳児のほうには、全員行っております。ただし、新たに3歳児で申し込まれた方で待機が出ております。（「済みません、もう一度」の声あり）3歳児になって初めて入所申し込みをした方については待機が出ています、初めて。小規模から3歳児に行く方は待機は出ていないんですけれども、全然今までは母親とかに育てていただいていた方が、子どもがですね、3歳から入れたいということになったら、待機児童が出てきました。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） そうすると、小規模及び家庭的保育でなっていた方たちは、3歳においてスムーズに、私も聞いたけれども保育所とか、あと幼稚園、幼稚園では延長保育も含めてなんだけれども、そういった意味ではスムーズに行っていました。ところが、2歳児までは、3歳になるまではしっかりと家庭で育てたお子さんが、いざ保育所に入所したら、ちょっと待機になったとか、そういったところは基本的に私立の幼稚園とうまく町のほうから私立の幼稚園も3歳児から受け入れているところもほとんどだし、それから預かり延長というか、預かり保育もやっているじゃないですか。そういうところにはお声かけして、待機という形の解消にはできなかつたんですかね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 一応、町内の幼稚園のほうには空き状況を紹介させていただきまして、何人かは幼稚園に行かれた方もいらっしゃると思いますが、あとはいっぱいですということで、待機になったのがことしは全部で3歳児は6人ということになっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） 3歳児だから全ての子どもたちが入れるというわけでもないの、そこはちょっと大きく目をつぶります。

それでは、例えばちょっと4つの私立の幼稚園のことに対して、29年度は全くちょっと考え



ていない。そして、30年度はもしかすると条件が変わればという話、答弁でよろしかったでしょうか。30年度。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 30年度につきましては、現時点では予定はないが、状況により移行があり得るとというのが3園で、将来的にも移行の見込みがないのが1園という回答結果でございます。それで、いろいろ理由が、選択がいろいろありまして、なぜ移行しないかということで回答欄がございますが、申請の仕組みが十分理解できていない。市区町村との関係構築に不安がある。あと保護者の理解を得られるのか不安である。あと応諾義務や利用調整の取り扱いに不安がある。あと施設の収入面、いわゆる公定価格の水準等で不安があると。新制度へ移行に伴う事務の変更や増大等に不安がある、といった理由から、今のところ今すぐに新制度に移行する予定の幼稚園は、今のところ町内ではないということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） もちろん私立幼稚園の園長先生たちの経営者という形の言葉を使わせてもらおうと、やはりなかなか移行するというのは不安がつきますよね。それはうんとわかるんです。29年度、30年度に関してもまだまだ移行には厳しいとは思いますが、ただ例えば私立幼稚園が認定こども園になった場合、例えば今の現状で3歳児から5歳児までの教育保育を必要とする方たちも受け入れることができる。もしくは、本当の意味でのゼロ歳児から5歳児までの子どもたちを受け入れられる。もしくは、新しい制度になって、今度は2歳児の小規模保育も専属に別個でできるという枠ができたみたいです。そういった話し合いも、やっぱり町が私立幼稚園の経営者の先生方にそういう話はなされておりますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 町単独ではそういう話し合いはしておりませんが、県主催で移行に関する説明会等は毎年行われております。それに出席していただいて、お話を伺っているかとは思いますが、町が直接町内の4幼稚園に対してそういうお話し合いを、去年はしておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） 例えば、だから今、ことしもそうなんですけれども、新しい2歳児を受け入れる小規模なんかもできるということがあるので、県の説明はもちろん恐らく行っていると思うんですけれども、そこでやっぱりあれですよ、待機児童の解消のために町がどうやってやっているかと動かなきゃだめなんです。ぜひ、全くやらないと1幼稚園の返答があったみた

いですがけれども、そこもしっかりと4つの幼稚園また改めて今の情報も含めて、子ども家庭課のほうでこういったシステムが変わりましたけれども、いかななものでしょうかみたいな話し合いというか、直接行ってお話し合いというのは大事だと思うんですが、いかなものでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 子ども家庭課のほうから出向いて4幼稚園に対してヒアリングをさせていただきたいと思います。今年度中に。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） ぜひよろしく願いいたします。ぜひともやってください。

それから、やっぱりなかなか官だけでは基本的にできないことというのは、民の力をかりなきゃいけない。もちろん私立の幼稚園も民でしょうけれども、私はこれからというのは、要するに企業主導型保育所事業、事業所内の保育所なんですよ。こういったものをこれから柴田町のほうとしては積極的に執行部から事業所内にいろんなアピールをして、何か制度ももっともっと緩やかになったし、この事業所内保育というのは、例えばこの地区にゼロ歳から何歳児が多すぎるからと、町のそういった意向というのに関与することなく、開ける特権とかあるんですよね。国の補助金も大分充実していて、事業所内の負担というのは4分の1ぐらいで済むということで、そういった意味では、ちょっと私立の幼稚園がまだまだ認定こども園、もしくは小規模2歳児やるという雰囲気はまだないので、ぜひとも事業所内の保育ということで、町のほうでどんどんPRしたら。ある町ではこういった制度がありますということチラシとかもしっかりつくって、事業所内に流している市町村があるんですよね。

そういった意味では、何年前か忘れましたがけれども、議会のほうで町長にぜひとも企業を回って、工場長、社長なりと一生懸命お話をし、町の事情とか会社の事情なんかも含めてお話し合いをしたらどうだということを、一度聞いたことがあったんですがけれども、町長なかなか忙しいということで、その当時商工観光課長が町長のかわり私が一生懸命行きますということをおっしゃっていましたがけれども、その企業のほう回っておりますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 今、町単独というよりも、県のほうと大河原振興事務所のほうと一緒に大きな工場とか中心に、回っていることは間違いございません。ただ、その中で今桜場議員が言いました事業所内保育といえますか、そういった部分については、まだ一言もそういった話はしていません。ただ、町内にはそういった事業所はないということは間違いござい

ません、今現在。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） この子育てプランに関しては、基本的に執行部のそれぞれの課をしっかりと連携する、そして民間も連携するということをうたっています。ぜひとも子ども家庭課の課長、商工観光課の課長と一緒にそういうことの宣伝というか、協力なんかというのはお願いばかりして大変申しわけないんですけれども、29年度中に一度チラシなどつくって回ってみることはできませんかね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 実は、事業所内、企業主導型の説明会が6月12日に予定されています。それで、それについては、商工観光課を通じて商工会を通じて、各企業のほうに連絡をさせていただいております。今のところそれに対しての動きはございませんので、何らかのチラシを配布して、まずはその段階で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） チラシは私に言えばすぐにでも差し上げますから、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

それから、今回一番ちょっとお願ひしたいというのがありました。先ほどから、例えば子ども家庭課と一緒に、例えば健康推進課の方が一緒に回って、そういった様子をうかがうとか、意向調査をするという意味では、一度同僚議員から出た保育コンシェルジュがあるんです。これを全ての保育コンシェルジュという内容をやるんじゃなくて、例えば先ほど言ったゼロ歳児の方たちを意向調査をするための保育コンシェルジュ。これってもしかすると、臨時職員で雇えるんですね。臨時職員で。子ども家庭課の職員の方が大変お忙しいとなれば、例えば保育士を退職なされた、2人もいたら十分なのかなと思うんですけれども、そういう方たちに保育コンシェルジュという立場で小さいゼロ歳児、もしくは意向調査をとっていない1歳児のお宅を訪問して、そういったデータを集めていったら、その後の待機児童の対策なんか打てるんじゃないかと思うんですけれども、急な話ではございましたので、どんな答弁もらえるかわかりませんが、いかがなものでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 保育コンシェルジュですね。いろいろ今突然お話を承ったので、勉強させていただいて、検討させていただきたいと思ひます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） 私が言う保育コンシェルジュというのは、本当にコンシェルジュの仕事いっぱいあるんですよ。いっぱいある中で、私が今回提案したいのは、ゼロ歳児もしくは訪問していなかったせめて1歳、もしかすると2歳児くらいまでできればやってほしいんです。やるときに、実は先ほど言ったとおりに、2歳児、3歳児まではどちらかというと、保護者の方が我が子をしっかり育てるような、そういった家庭であってほしいなと思いますので、そういったコンシェルジュの人たちに柴田町がやっている、例えば子ども・子育てとかの制度はいっぱいあると思うんです。正直な話。そういった説明をする。それで実際そんな不安がないんですよと、3歳児まで扱っていても町ではこんな施設があるし、こんな応援もしていますよ。それを同時にしてほしいんですよ。

だから、例えば、でもどうしてもちょっと私が働かなければ、ちょっとうちは食っていけないとか、食べていけない、そういう家は別にして、今世間では何となく産後間もなく就労に走っていますけれども、そういう育て方じゃなくて、もうちょっとこういった育て方をしませんか。町もこういう制度がありますから、何とか協力しますからと、そういうことを含めた戸別訪問をコンシェルジュの方、もしくは本当からいうと、健康推進課の保健師も一緒に動いてくれたら私はいいいのかなと。このまま施設をつくったところで、施設をつくったらますます町外から人が来る、若い人が来るのはいいんでしょうけれども、もともと潜在、働きたくても働かない、待機児童に入っていない方たちも施設をつくったらどんどんどん来るから、最終的には待機児童の対策には、少しはなっているんでしょうけれども、いつまでも続く。一番いいのは、コンシェルジュ、保育士を退職なされた方とか、保健師のかたたちとそういう戸別訪問をして、じっくりとそういう話をする。そういった形ができれば、もしかしたら3歳まで家庭で見ようかなとか、そういう家庭がふえるんじゃないかなと僕は勝手な想像なんです。でもぜひこれを柴田町で取り組んでほしいなと思います。すぐに回答は得られないと思いますけれども、答弁のほうお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 今桜場議員がおっしゃった事業なんですけれども、町のほうは子育て世代包括支援センター事業で、母子保健分野とあと子育て支援センター、子ども家庭課所管と今話し合いを進めているところです。有賀議員に以前質問あった、子育て世代包括支援センターの事業については、今年度中にまだ時期はちょっと、はっきりはまだお話はできないんですけれども、妊産婦とか、産後の間もない人とか、そういったところへは母子保健の分野

で手厚くしたいと。あと、お子さんになって親御さんと十分に遊ぶことができる方、そういった方については、子育て支援センターのほうでというふうなことで、両方の課が打ち合わせ、連携会議を持っていくというところまでは今頻度については、まだ、来週から検討なのでちょっと申しわけないんですけども、あとパンフレットについても、どちらに相談に来ても、どちらでもある程度答えられるようにということで、準備はしておりますので、カミングスーンとは言いませんけれども、3カ月、4カ月ぐらい待っていただければ、もうちょっとはっきりお話しできるかなというふうに、健康推進課の分野では思います。

○議長（高橋たい子君） 補足を。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 実は今健康推進課長が言われましたのは、子ども・子育て支援制度の中の13事業のうちの1つの利用者支援事業というのがあります。今まで柴田町はその利用者支援事業をやっておりませんでした。今年度からそれに着手して、健康推進課は保健センターを主として、母子保健型ということで先ほど健康推進課長が説明した内容でございます。子ども家庭課は、こどもセンターを拠点として、基本型と言うんですけれども、利用者支援を行います。地域子育て支援拠点等の身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別ニーズの把握とか、情報収集、提供、あと当然保育所の情報とか、そういうのを助言、支援をする形で、こちらは基本型と言いますが、基本型と母子保健型で両方で、両輪で利用者支援事業を今年度中に開始しようとしております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） しっかりとやっていただきたいと本当に思います。うれしい答弁を聞いてありがとうございます。ただ、1つだけ例えばそういう形で動くにしても、柴田町の支援事業について、ちょっと指摘したいんです。もちろんだからせつかくあるのに、利用していないというのがあるじゃない。例えば育児ヘルプサービスなどは、28年度はゼロ、社会福祉協議会に委託しているネットワーク事業の子育て支援サービスもゼロ、1回も使っていないんですよ、実は28年度。そういうところはしっかりと、周知も足りないし、今言った健康推進課の課長、そして子ども家庭課の課長、この辺もしっかりと、福祉課も絡んでいましたけれども、この辺をうまくもうちょっと利用できるような体制をつくって、本当に待機児童が1人でも少なくなるような、そして本当に子育てしやすい柴田町にしていきたいとお願いをいたしまして、私の一般質問以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋たい子君） これにて5番桜場政行君の一般質問を終結いたします。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時53分 散 会

---

上記会議の経過は、事務局長平間雅博が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年6月7日

議 長 高 橋 たい子

署名議員 3番 安 藤 義 憲

署名議員 4番 平 間 幸 弘